

長与町第3次地域福祉計画 (案)

令和4年2月
長与町

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画の策定にあたって	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制	5
5	地域福祉に関わる国の動向	6
第2章	地域福祉をめぐる本町の状況	8
1	地域社会の状況	9
2	アンケート調査からみえた状況	14
3	第2次計画の取り組み状況	24
第3章	計画の基本的な考え方	28
1	基本理念	29
2	基本目標	30
3	施策の体系	31
第4章	地域福祉の展開	32
基本目標 1	共に協力しあい、地域の支え合いを推進する	33
基本目標 2	福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	38
基本目標 3	誰もが安心して暮らせる環境をつくる	42
第5章	長与町再犯防止推進計画	48
	長与町再犯防止推進計画	49
第6章	長与町成年後見制度利用促進基本計画	52
	長与町成年後見制度利用促進基本計画	53
第7章	計画の推進	55
1	計画の推進に向けて	56
2	地域福祉推進のための圏域設定	56
3	地域福祉への参加	57
4	地域福祉の推進・調整	58
5	計画の進捗管理と評価	58
資料編		59

第1章 はじめに

1 計画の策定にあたって

地域福祉とは、誰もが様々な課題を抱えながらも住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、町民・福祉関係団体・社会福祉協議会・行政等がお互いに支え合い・助け合いながら課題解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するには、町民自らができることは自らが行う（自助）、自立した個人が相互に助け合い・支え合う（共助）、自助や共助では解決できない問題に行政が対応する（公助）が相まって支える仕組みと体制が重要です。

また、地域における多様な生活課題・問題に的確な対応を図る上で、町民や地域で活動している団体等がお互いに支え合い、助け合う取り組みをすすめていくことが必要です。

長与町（以下「本町」という。）では、平成28年3月に「あたたかな絆が結ぶ ながよの幸せづくり」を基本理念として、「長与町第2次地域福祉計画」を策定し、地域福祉を推進してきました。

一方で全国的に少子高齢化や核家族化が進行し、また価値観・ライフスタイルの多様化などにより社会を取り巻く環境が急速に変化しており、地域で複雑・複合的な課題を抱える人が増加してきています。

国ではこれまで、高齢者、障がいのある人、子どもなど、対象に応じた福祉制度を整備し、支援を求める人への取り組みを充実させてきました。しかし今後は、上記のような社会や地域の現状を踏まえ、制度の枠組みに捉われず一人ひとりが尊重される「地域共生社会」を実現していくことが求められます。そのためには、町民一人ひとりが地域や福祉に主体的に関わることや、行政をはじめとした専門機関が連携し、包括的な支援体制を整備していくことが重要となります。

本町では、地域社会を取り巻く環境の変化や、それに伴う新たな地域生活課題に対応していくため、国の動向を踏まえた上で地域福祉のさらなる推進を目的に、「長与町第3次地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に定められた「市町村地域福祉計画」として策定するものであり、「長与町第 10 次総合計画」を上位計画とし、障がい者福祉、高齢者福祉、児童福祉等の各計画との整合性を図るとともに、地域を基盤として、各福祉分野を横断的につなぎ、共通する課題の解決を目指す計画として位置づけています。

さらに、本計画には成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定する「再犯防止推進計画」を包含するものとし、本町における福祉施策の総合的な計画として策定します。

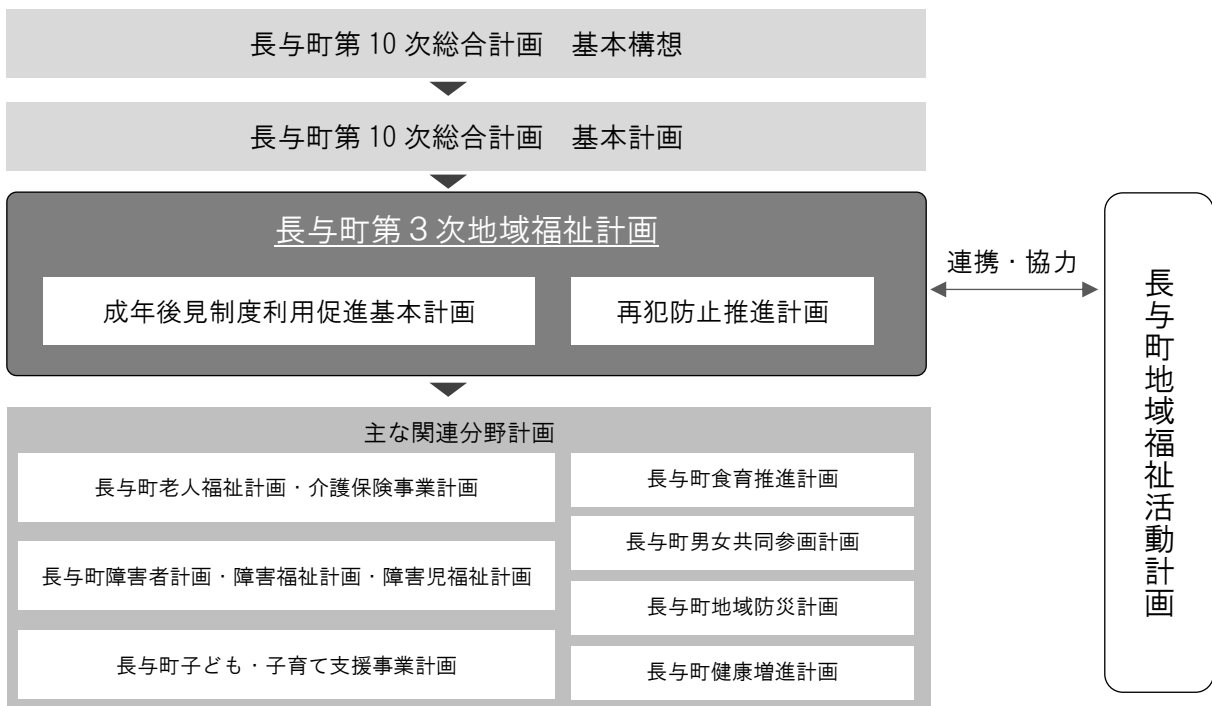
■社会福祉法（抜粋）

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和9年度までの6年間を計画期間とします。

	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
長与町 第10次総合計画	前期基本計画				後期基本計画			
地域福祉計画	第3次（本計画）							
地域福祉活動計画 （社会福祉協議会）	第3次							
地域防災計画	毎年度更新							
男女共同参画計画	第3次							
食育推進計画	第2次							
健康増進計画	第2次							
子ども・子育て支援 事業計画	第2期							
障害者計画	第4次							
障害福祉計画 障害児福祉計画	第6期 第2期							
老人福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期							

4 計画の策定体制



5 地域福祉に関わる国の動向

(1)地域福祉分野

国においては、複雑化している地域課題の解決に向け、多様な主体が地域づくりに参加し、世代や分野を超えてつながることで包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を平成 29 年に掲げ、その具体化に向け、平成 30 年 4 月に改正社会福祉法を施行するなど改革をすすめています。

さらに、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、市町村において町民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり」に向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の創設などについて規定されました。

また、平成 27 年の国連総会において、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、17 項目の目標達成に向けて国内においても様々な取り組みがすすめられています。

(2)高齢者福祉・介護分野

認知症の人の増加に対する取り組みの方針として、令和元年に「認知症施策推進大綱」がまとめられ、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、共生と予防の両輪で認知症に関する施策を推進していくことが示されました。

また、令和 2 年の介護保険法、老人福祉法等の一部改正により、認知症施策の総合的な推進及び認知症の人と町民の地域社会における共生や地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保などが追加されました。

(3)障がい福祉分野

平成 28 年に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」によって、合理的配慮の促進が義務づけられるなど、国内外問わず差別解消のための強力な取り組みがすすめられています。

また、近年では、障がいのある人が社会に参画し、活躍できる社会をつくるため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正が行われ、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

(4) 児童福祉・子ども・子育て支援分野

令和元年の国民生活基礎調査によると、平成 30 年時点の子どもの貧困率は 13.5%となっており、7人に1人の子どもが相対的な貧困状態にあると発表されています。令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正や「子供の貧困対策に関する大綱」の見直しが行われ、子どもが将来にわたって夢や希望を持つことができる社会の構築を目指して、様々な子どもの貧困対策が講じられています。

また、令和3年に内閣府より公表された、第3次の「子供・若者育成支援推進大綱」では、子ども・若者が誰一人取り残されず、家庭・学校・地域等において安心できる居場所を多く持ちながら成長・活躍できる社会の実現の必要性が示されています。

(5) 災害時支援分野

近年、気候変動に伴う記録的な大雨や大型台風等により、全国各地で甚大な被害が発生しています。令和3年に改正された「災害対策基本法」では、頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図ることが示されました。この改正に伴い、市町村においては、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されました。

(6) 生活困窮者支援分野

平成 27 年に施行された「生活困窮者自立支援法」では、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対する自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等の措置が規定されました。生活困窮の問題は、複合的な要因が関わる場合も多いことから、平成 30 年 10 月施行の改正生活困窮者自立支援法では、包括的・早期的な支援の強化等が示されました。

第2章 地域福祉をめぐる本町の状況

1 地域社会の状況

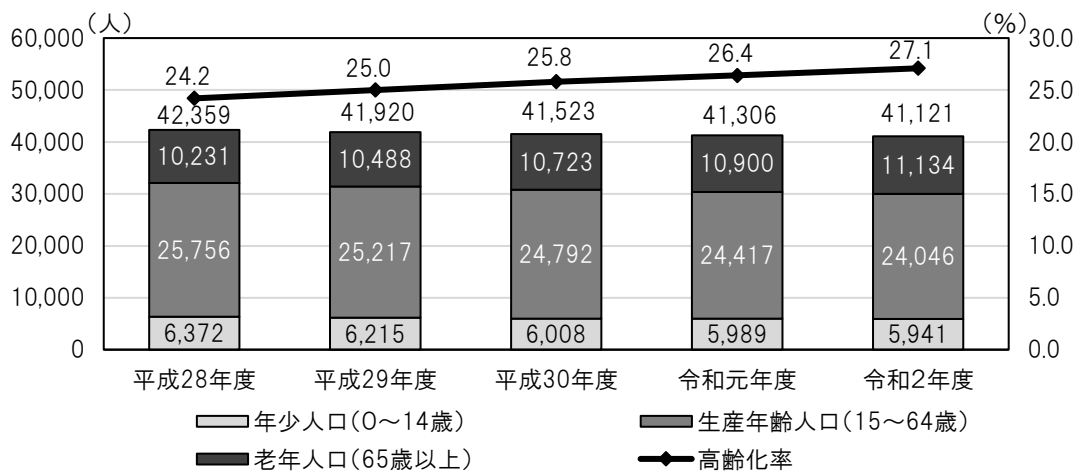
(1)人口・世帯の状況

本町の人口は、平成28年度から令和2年度にかけて、減少傾向となっています。

なかでも、15～64歳の生産年齢人口の減少が著しく、平成28年度から令和2年度にかけて1,710人減少しています。

高齢化率は年々上昇しており、令和2年度で27.1%となっています。

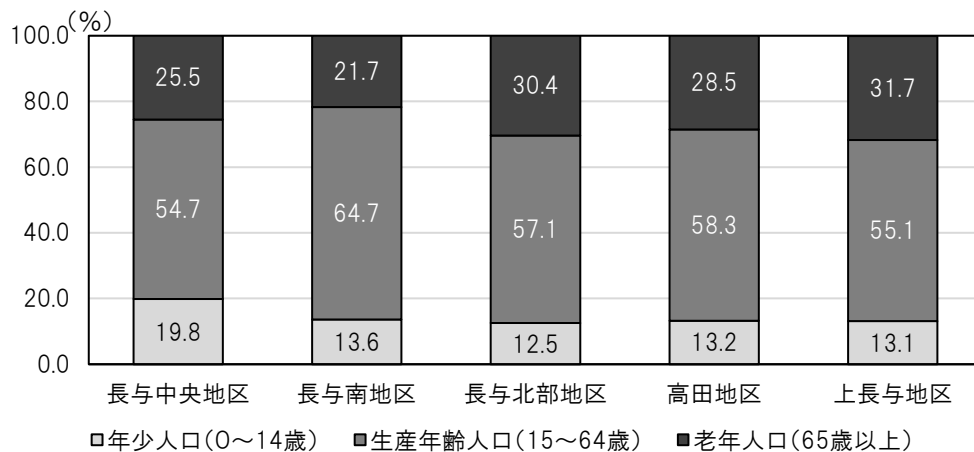
■年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年度末)

本町の年齢3区分別人口構成比を地区別にみると、令和2年度の老年人口の割合(高齢化率)は、最も高い上長与地区で31.7%、最も低い長与南地区では21.7%と10ポイントの差がみられます。

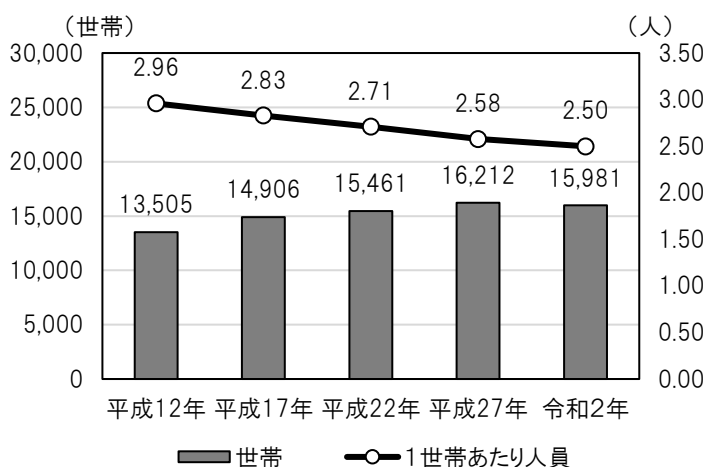
■地区別の年齢3区分別人口構成比



資料:住民基本台帳(令和2年度末)

本町の世帯数は、概ね増加傾向にある一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、令和2年で2.50人となっています。

■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料:国勢調査

世帯数の推移の内訳をみると、親族のみの世帯数、非親族を含む世帯数、単独世帯数ともに増加傾向にあり、なかでも単独世帯数は平成12年から令和2年にかけて1,631世帯増加しています。

■世帯数の推移

	単位:世帯				
	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	13,505	14,906	15,461	16,212	15,981
親族のみの世帯数	11,366	12,104	12,207	12,454	12,171
核家族世帯数	9,813	10,568	10,726	11,180	11,064
夫婦のみ	2,931	3,286	3,571	4,002	4,261
うち、高齢夫婦のみ	1,014	1,352	1,678	2,144	2,486
夫婦と子ども	5,939	6,113	5,846	5,694	5,308
男親と子ども	116	148	175	227	201
女親と子ども	827	1,021	1,134	1,257	1,294
その他の親族世帯数	1,553	1,536	1,481	1,274	1,107
非親族を含む世帯数	61	83	96	119	97
単独世帯数	2,078	2,719	3,096	3,633	3,709
うち、高齢者ひとり暮らし	553	765	978	1,296	1,458

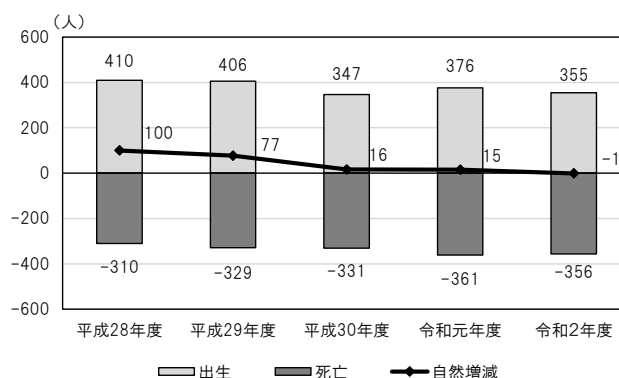
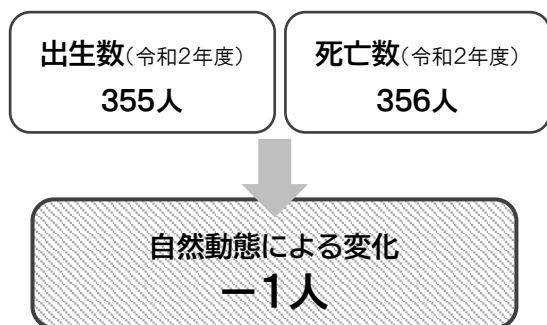
資料:国勢調査(平成22年、平成27年、令和2年の一般世帯数は、世帯の家族類型「不詳」を含む)

(2)自然動態・社会動態

出生数は令和2年度で355人となっています。

自然増減の推移をみると、出生数が死亡数を上回る自然増が続いていましたが、令和2年度には自然減に転じています。

■出生数・死亡数の推移

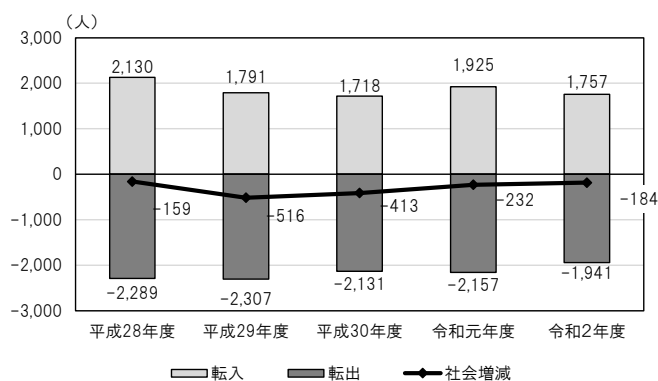
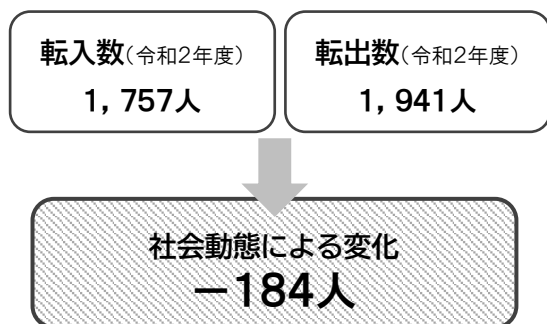


資料:住民基本台帳(各年度末)

転入数は令和2年度で1,757人となっています。

社会増減の推移をみると、平成28年度以降、転出数が転入数を上回る社会減が一貫して続いており、なかでも平成29年度には、516人の転出超過となっています。

■転出入の推移



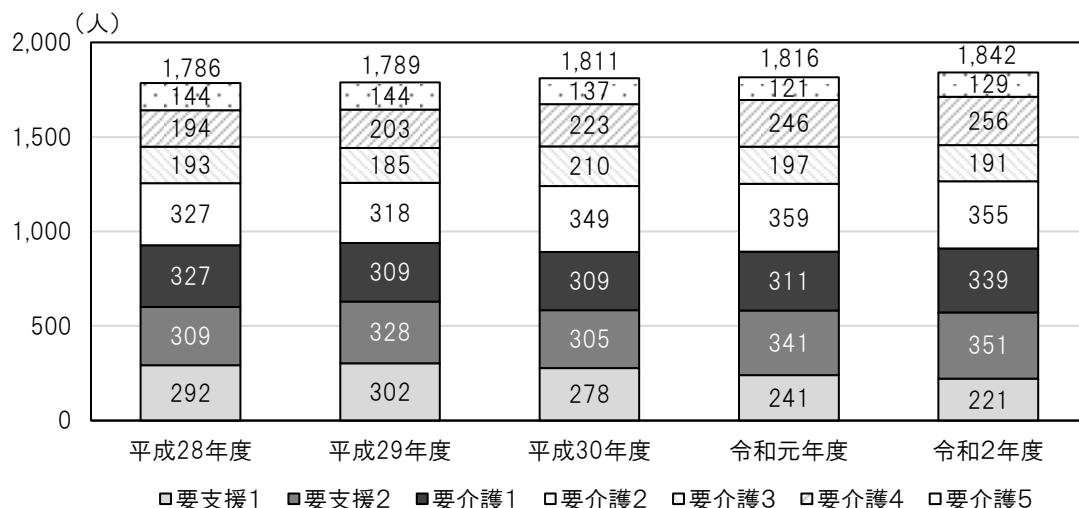
資料:住民基本台帳(各年度末)

(3)要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は平成28年度以降、増加傾向にあります。

要介護度別にみると、比較的軽度を示す要支援1は平成28年度から令和2年度にかけて71人減少しています。一方で、重度の介護を要する状態を示す要介護4は、平成28年度以降一貫して増加しており、令和2年度にかけて62人増加しています。

■要支援・要介護認定者数(第2号被保険者含む)の推移

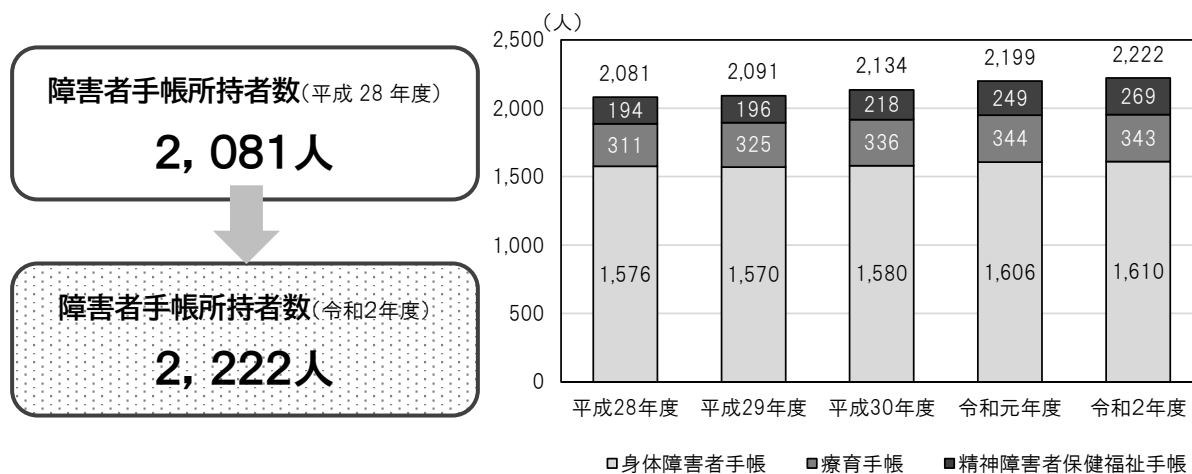


資料:介護保険課(各年度末)

(4)障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、平成28年度以降増加傾向にあり、令和2年度で2,222人となっています。なかでも精神障害者保健福祉手帳所持者は、75人増加しています。

■障害者手帳所持者数の推移



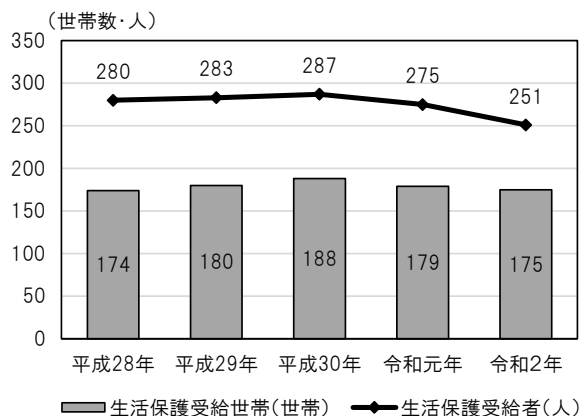
資料:福祉課(各年度末)

(5)生活困窮者等の状況

生活保護の受給世帯数は、平成28年から平成30年にかけて増加傾向にあったものの、平成30年以降減少傾向にあります。

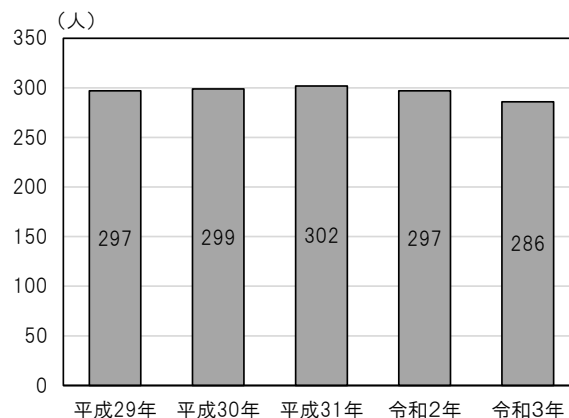
児童扶養手当受給者数は、平成29年から令和3年にかけて、概ね横ばいで推移しています。

■生活保護受給世帯数・受給者数の推移



資料:福祉課(各年3月31日)

■児童扶養手当受給者数の推移

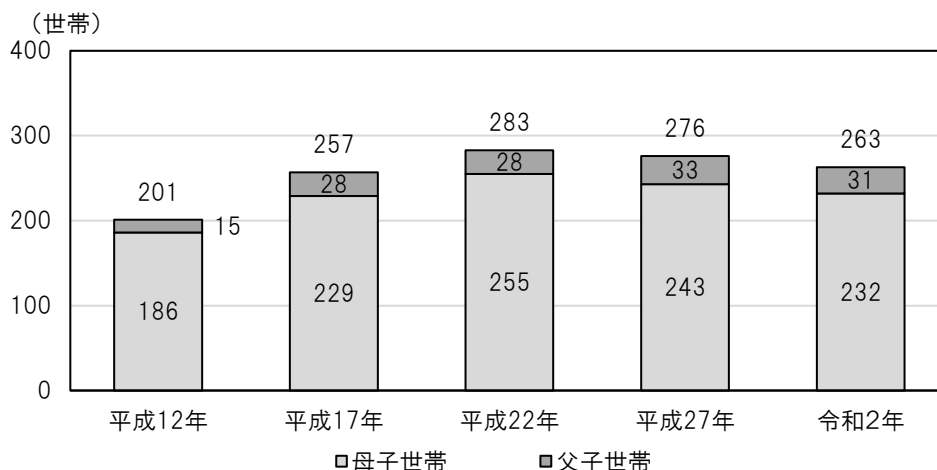


資料:こども政策課(各年4月1日)

(6)ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、平成12年から令和2年にかけて、母子世帯数は46世帯、父子世帯数は16世帯増加しています。

■ひとり親世帯数の推移



資料:国勢調査

2 アンケート調査からみえた状況

(1)各種アンケート調査

調査実施概要①

○「地域福祉」に対する町民の考え方や意見等を把握し、計画策定の基礎資料とするために町民意識調査を実施しました。

調査対象者	配布数	有効回収数	回収率
町内在住の 18 歳以上の町民から無作為抽出	2,000	931	46.6%

調査実施概要②





○地域において直接町民と関わる活動をされている民生委員・児童委員、自治会長等の考えや意見を計画策定に反映するためにアンケート調査を実施しました。

調査対象者	配布数	有効回収数	回収率
民生委員・児童委員、自治会長、保護司、老人クラブ会長、その他福祉団体及び関係機関	190	150	78.9%

(2)地域福祉活動計画推進作業部会

地域福祉活動計画の策定にあたり、既存の制度やサービスでは対応できない困りごとや地域との連携、これからの地域づくり等についての意見を把握し、計画策定の基礎資料とするため、日頃より地域で活動を行う方々を対象とした地域福祉活動計画推進作業部会を実施しました。

以下、部会で作された意見を分野ごとに取りまとめています。

分野	内容
 <p data-bbox="229 835 454 891">情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各世代（若年層～お年寄り）への情報発信力の強化が必要。 ○社会福祉協議会の取り組みが十分に町民に知れ渡っていない。 ○膨大な情報から自分に必要な情報を得ることの難しさがある。単に「情報発信すればよい」ということではない。 ○行政サービスについて、町民にいかに理解していただくかが課題。 ○閉じこもり、高齢者を介護している人、若い人に対して情報発信ができると良い。
 <p data-bbox="229 1115 454 1227">支援を必要とする人</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○他の人に知られたくないという思いがあり、公的なサービス利用につながっていないケースがある。 ○声をあげることができない人、自分からSOSを出せない人をどう把握するかが課題。 ○子どものSOSが見えづらい。 ○支援が必要なのは高齢者に限らず、障がい者、児童にも。重層的な支援が必要。
 <p data-bbox="229 1451 454 1507">自治会・地域活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○民生委員・児童委員、福祉員のなり手が少ない。 ○自治会に加入する世帯数が減少している。 ○どのようなボランティア活動があるかを知らない町民が多い。行政としての広報手段等の検討が必要。 ○大学生等の若い人の参加を促し、ボランティア活動を活発化できると良い。
 <p data-bbox="229 1742 454 1798">相談体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○相談を受ける人が悩みを抱える人の困りごとを把握し、支援につなげることが重要。 ○ワンストップ相談窓口の設置が必要。 ○誰もが困ったときに気軽に相談できる窓口があると良い。 ○周辺に身よりのない一人暮らしの高齢者について、いざというときに誰に相談したらいいかわからない。

(3)本町の地域福祉を取り巻く課題

①近所付き合いの希薄化と地域の支え合い機能の低下



町民意識調査

若い世代を中心とした近所付き合いの希薄化や、ボランティア等の町民主体の支え合い活動への関心の低さが課題となっています。

民生委員・児童委員、自治会長等調査

活動上の課題について、「新しいメンバーが入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」、「地域活動への若い人の参加が少ない」こと等が挙げられます。



課題を解決するために必要な視点

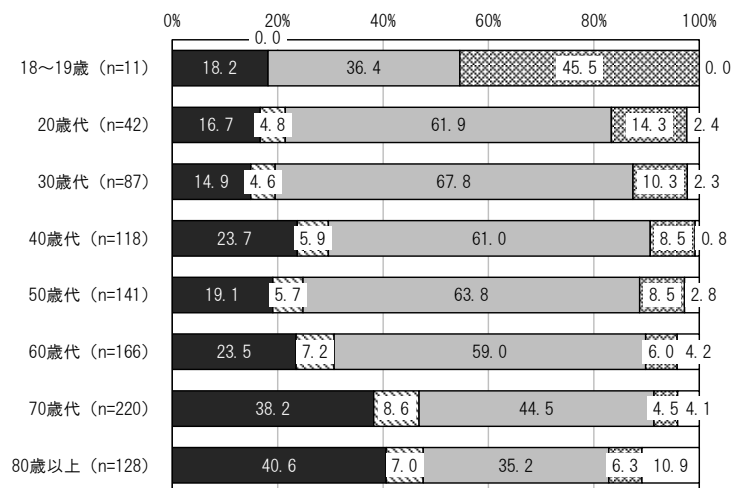
○町民による主体的な地域参画を促す取り組みや地域活動の担い手育成が必要です。

○町内の学校と連携した福祉教育の実施等によって、若い世代の福祉意識を醸成することが重要です。

町民意識調査

○近所付き合いの程度について、年齢別では、18～19歳で「お付き合いがほとんどない」、20～70歳代で「会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない」、80歳以上で「普段から、親しくお付き合いをしているお宅がある」が最も高くなっています。

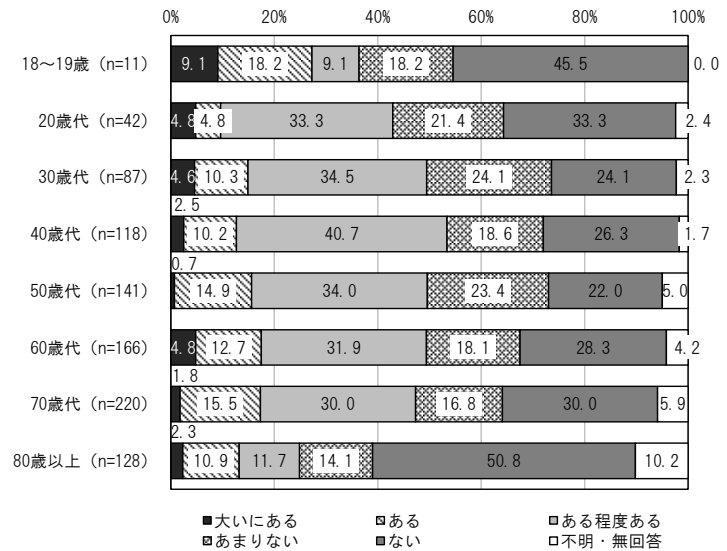
○70歳以上では「普段から、親しくお付き合いをしているお宅がある」の割合が、他の年齢と比べて高くなっています。



■ 普段から、親しくお付き合いをしているお宅がある
 □ 困ったとき（病気、悩み等）に、お付き合いをしているお宅がある
 □ 会えばあいさつはするが、それ以上の話はしない
 □ お付き合いがほとんどない
 □ 不明・無回答

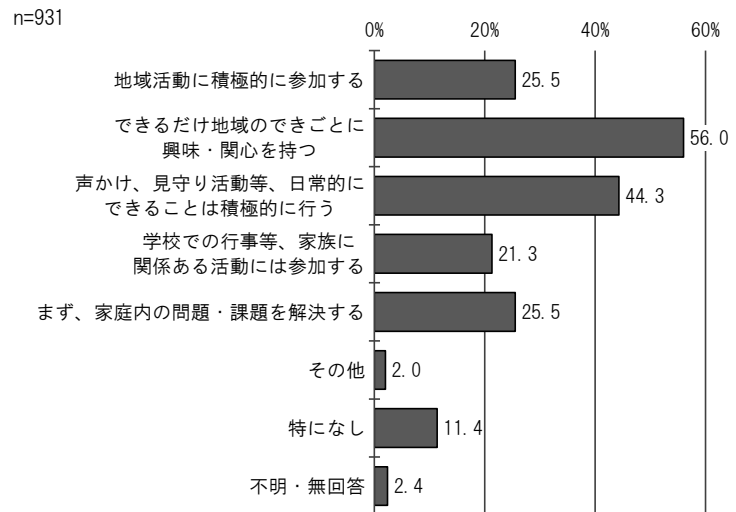
町民意識調査

○ボランティア活動や町民の支え合い活動への興味・関心について、18歳～40歳代にかけては、年齢が上がるにつれて『ある』（「大いにある」「ある」「ある程度ある」の合計）が高くなっています。



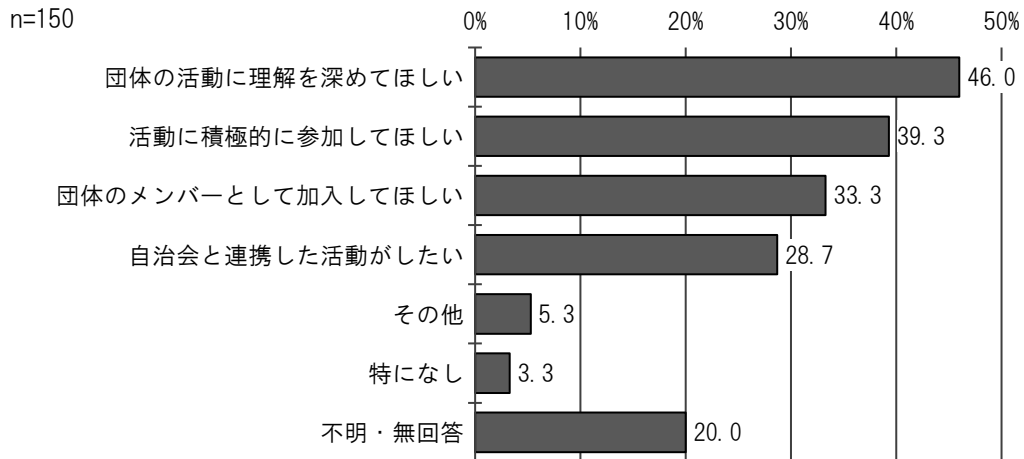
町民意識調査

○いつまでも地域のなかで安心して暮らしていくために、できることについて、「できるだけ地域のできごとに興味・関心を持つ」（56.0%）、「声かけ、見守り活動等、日常的にできることは積極的に行う」（44.3%）、「地域活動に積極的に参加する」「まず、家庭内の問題・課題を解決する」（25.5%）の順で高くなっています。



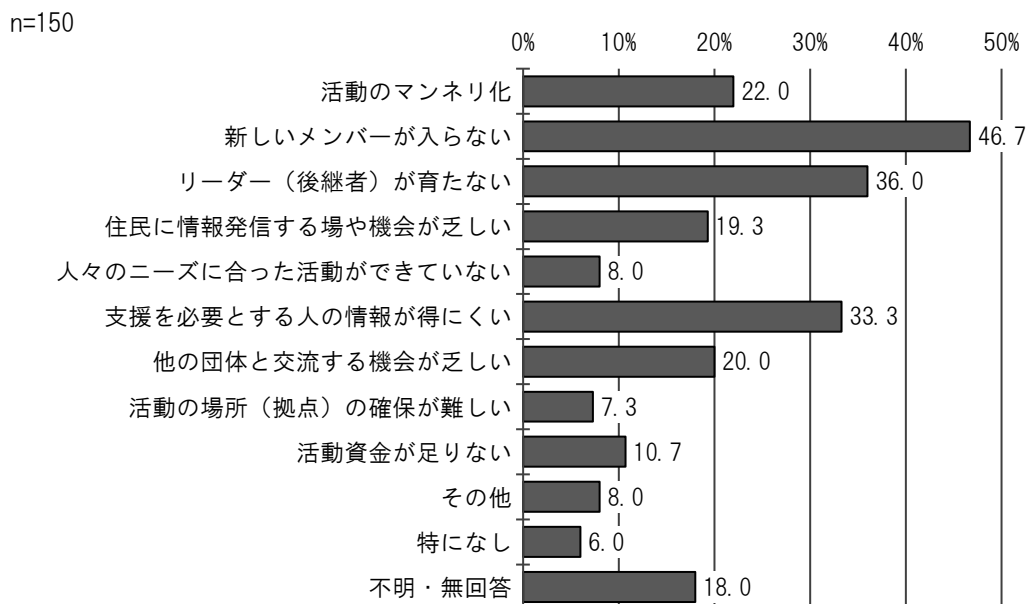
民生委員・児童委員、自治会長等調査

○活動をすすめるなかで、町民に対して協力してほしいことについて、「団体の活動に理解を深めてほしい」(46.0%)、「活動に積極的に参加してほしい」(39.3%)、「団体のメンバーとして加入してほしい」(33.3%)の順で高くなっています。



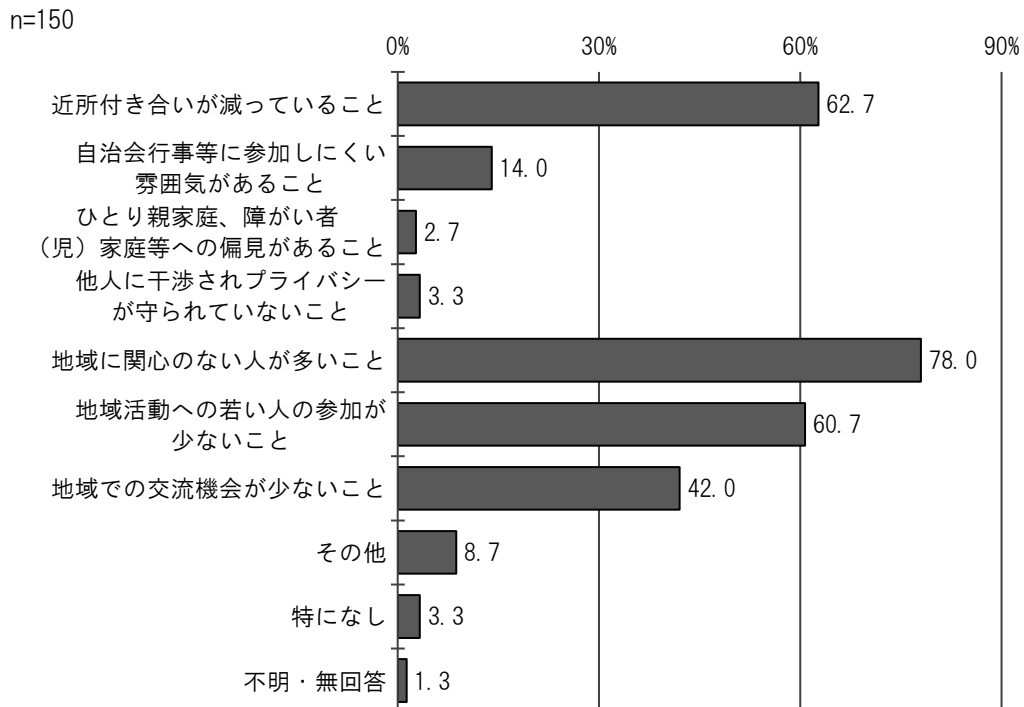
民生委員・児童委員、自治会長等調査

○活動を行う上で、困っていることについて、「新しいメンバーが入らない」(46.7%)、「リーダー(後継者)が育たない」(36.0%)、「支援を必要とする人の情報が得にくい」(33.3%)の順で高くなっています。



民生委員・児童委員、自治会長等調査

○普段の活動のなかで感じる地域の問題点や地域の人々から聞く日常の困りごとについて、「地域に関心のない人が多いこと」(78.0%)、「近所付き合いが減っていること」(62.7%)、「地域活動への若い人の参加が少ないこと」(60.7%)の順で高くなっています。



②潜在的な課題の発見と相談体制の整備



町民意識調査

民生委員・児童委員、自治会長等調査

地域のなかで、特に支援が必要だと思う人、既存の福祉サービスでは対応が困難な課題を抱えている人について、「ひとり暮らし高齢者」、「高齢者のみの世帯」、「高齢者や障がい者を介護している人」の割合が高くなっています。



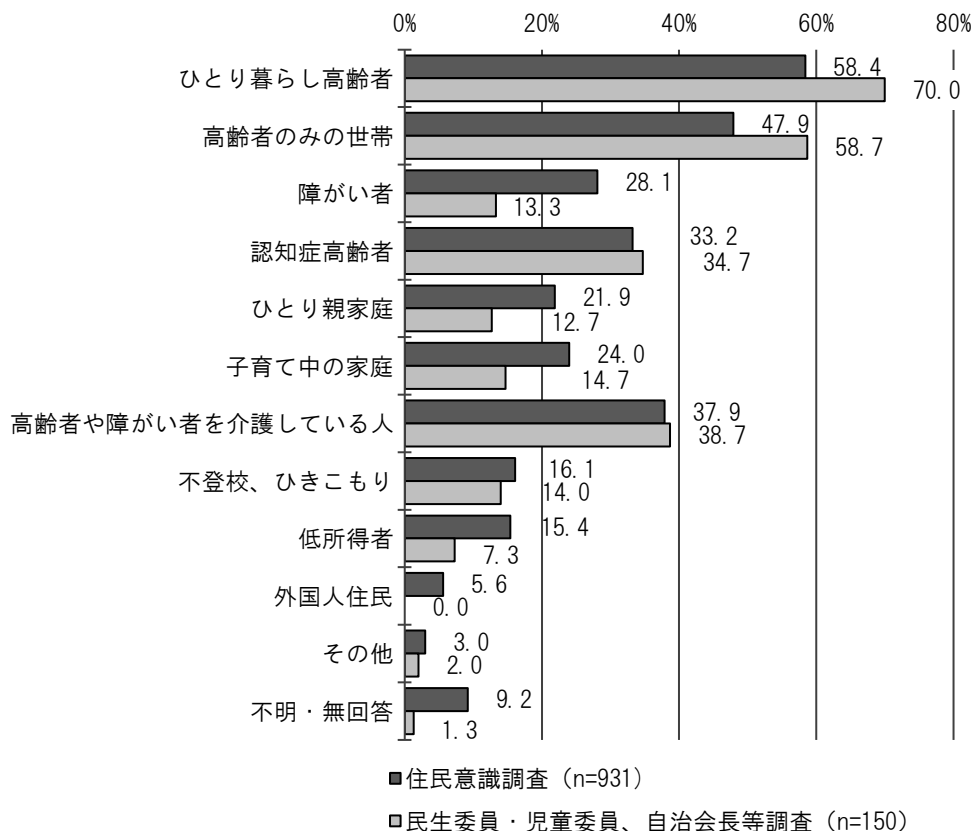
課題を解決するために必要な視点

- 行政・地域・関係機関等の連携のもと、支援が必要な人に対して適切な情報が提供できる体制の構築や身近なところでの相談体制の充実が求められます。
- 複雑・複合化する課題を抱える人を適切な支援につなげる取り組みが必要です。

町民意識調査

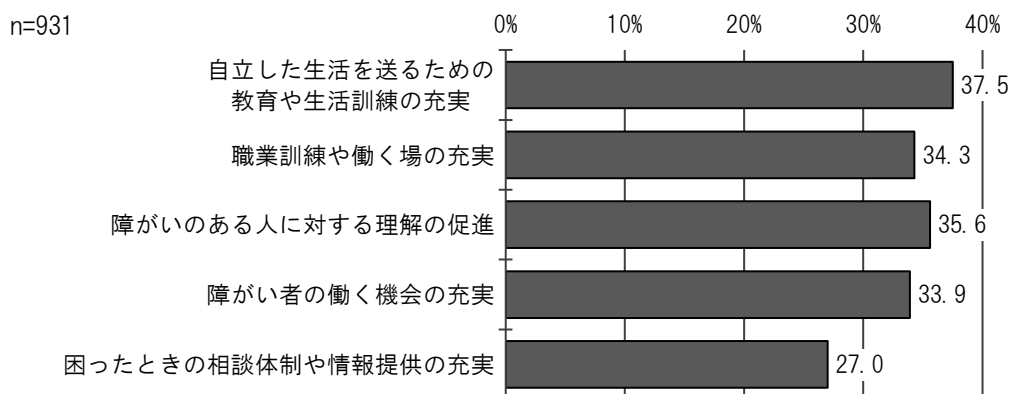
民生委員・児童委員、自治会長等調査

○これから特に支援が必要だと思う対象について、町民意識調査、民生委員・児童委員、自治会長等調査ともに、「ひとり暮らし高齢者」、「高齢者のみの世帯」、「高齢者や障がい者を介護している人」の順で高くなっています。



町民意識調査

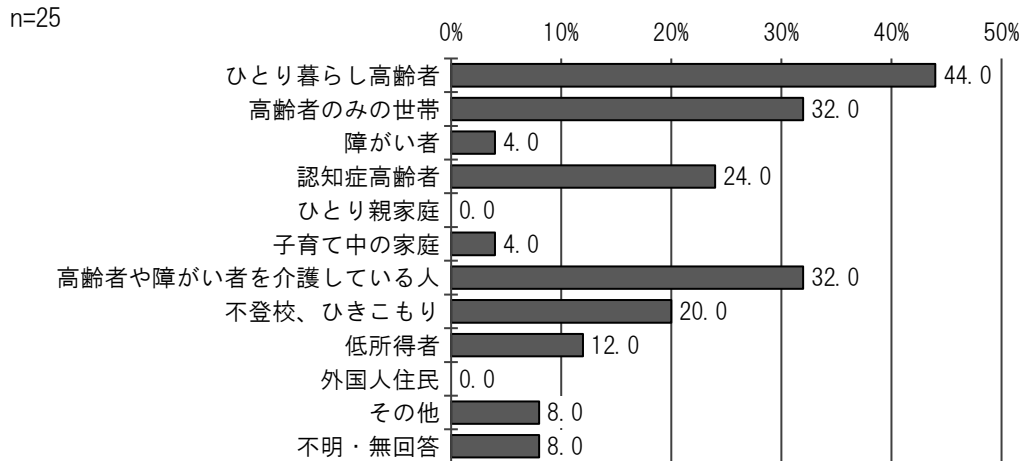
○障がいのある人たちが住みよい町をつくるために、今後重要だと思う取り組みについて、就労の場や機会の充実等の福祉サービスの提供とともに、「障がいのある人に対する理解の促進」や「困ったときの相談体制や情報提供の充実」が高くなっています。



※回答の上位5項目を抜粋

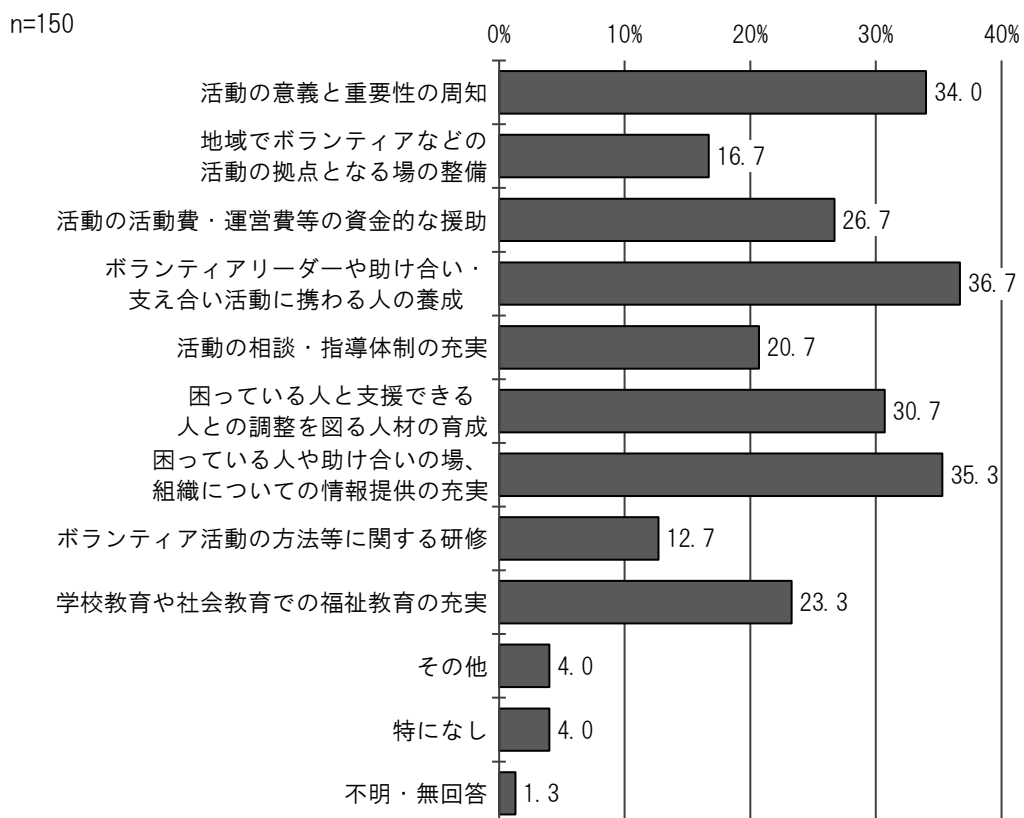
民生委員・児童委員、自治会長等調査

○既存の公的な福祉サービスでは解決できずに困っている問題に関わる人について、「ひとり暮らし高齢者」(44.0%)、「高齢者のみの世帯」「高齢者や障がい者を介護している人」(32.0%)の順で高くなっています。



民生委員・児童委員、自治会長等調査

○地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについて、「ボランティアリーダーや助け合い・支え合い活動に携わる人の養成」とともに、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報提供の充実」や「活動の意義と重要性の周知」が高くなっています。



③生活支援体制の充実



町民意識調査

「ひとり暮らし高齢者」、「高齢者のみの世帯」など、支援を必要とする人が増加するなか、地域福祉のさらなる推進のため「わかりやすい情報提供」や「交通手段の確保」が求められています。また、様々な福祉サービスの充実とともに、誰もが地域で自立した生活を送れるよう、成年後見制度等の制度の周知や充実が必要となります。



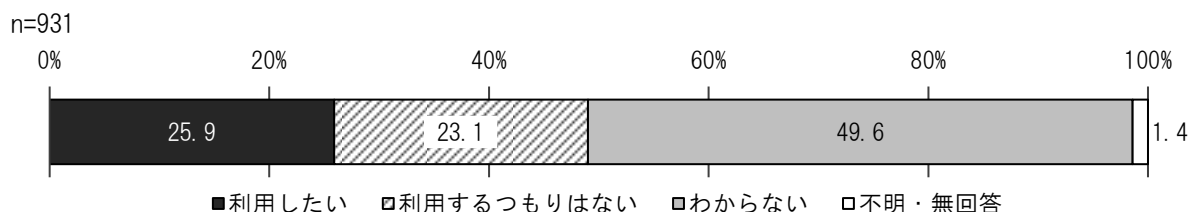
課題を解決するために必要な視点

○誰もが住み慣れた地域で安全・安心に生活を送れるよう、バリアフリー化の推進が必要です。

○成年後見制度について、制度の利用にかかる不安の払拭のためのわかりやすい情報提供が求められます。

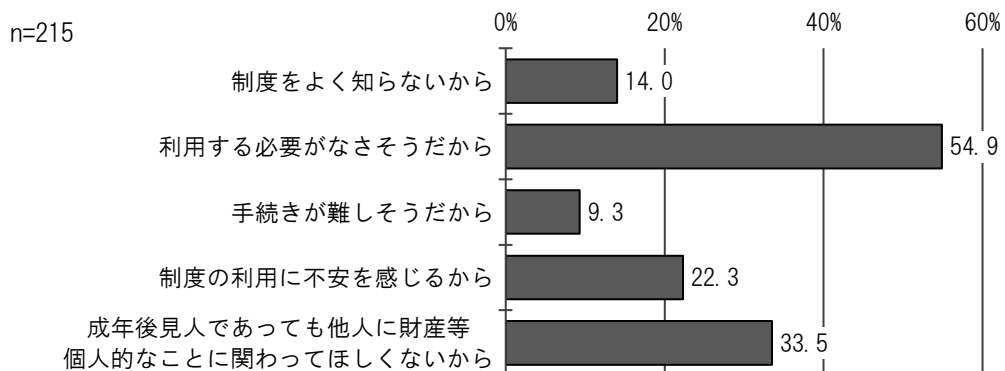
町民意識調査

○今後の成年後見制度の利用について、「利用したい」が 25.9%、「利用するつもりはない」が 23.1%となっています。



町民意識調査

○成年後見制度を「利用するつもりはない」理由について、「制度の利用に不安を感じるから」(22.3%)が3番目に高くなっています。

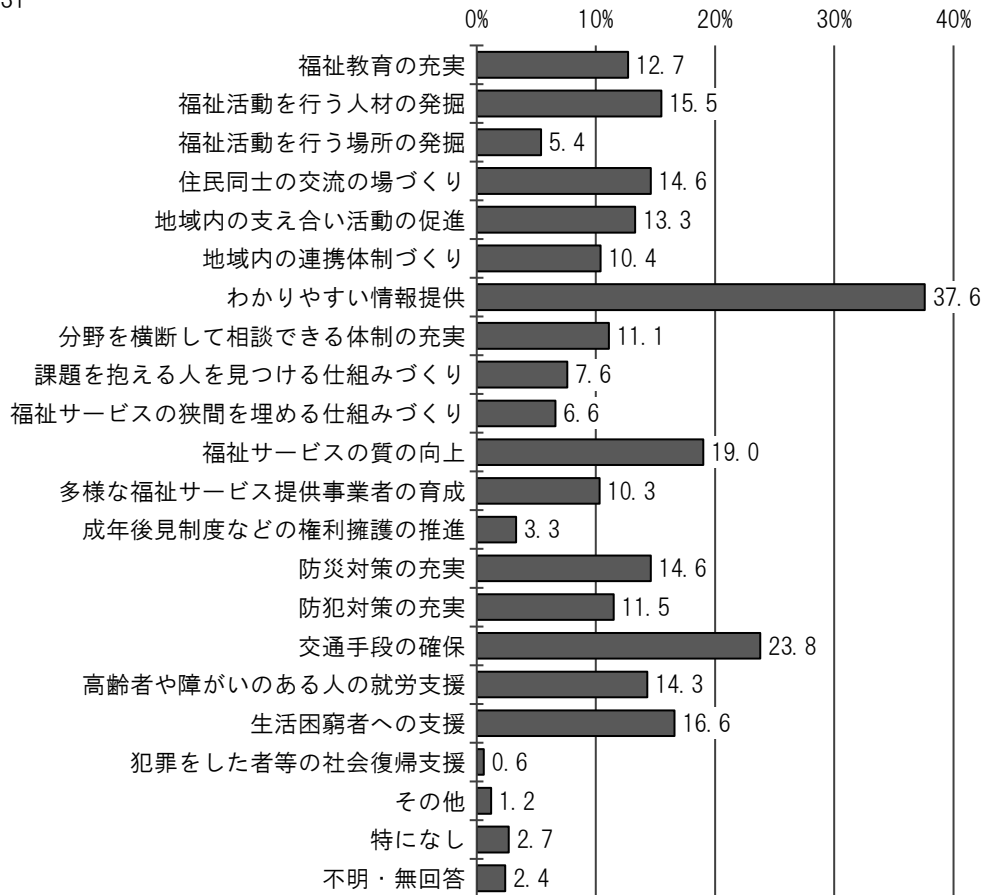


※回答の上位5項目を抜粋

町民意識調査

○地域福祉のさらなる推進のため、今後重要だと思う取り組みについて、「わかりやすい情報提供」(37.6%)、「交通手段の確保」(23.8%)、「福祉サービスの質の向上」(19.0%)の順で高くなっています。

n=931



3 第2次計画の取り組み状況

(1)実施状況

関係課及び社会福祉協議会に対し、以下の実施区分で第2次計画の取り組み状況調査を行いました。

評価	内容
A	目標通り進行している
B	やや取り組みが遅れている
C	大幅に取り組みが遅れている

基本目標1 住み慣れた地域で暮らすために	調査結果		
	A	B	C
1-1 困りごとはみんなで解決する	33	1	0
1-2 生活に必要な多様なサービスをつくる	3	3	1
合計	36	4	1
構成比：%	87.8	9.8	2.4
基本目標2 誰もが参加できる福祉のまちづくりのために	調査結果		
	A	B	C
2-1 支え合いの人の輪を広げる	16	2	0
2-2 支え合いの場をつくる	7	3	0
合計	23	5	0
構成比：%	82.1	17.9	0.0
基本目標3 誰もが安全・安心・健康に暮らすために	調査結果		
	A	B	C
3-1 安全・安心に暮らす	16	0	0
3-2 いつまでも健康に暮らす	2	0	0
合計	18	0	0
構成比：%	100.0	0.0	0.0
総合計	77	9	1
構成比：%	88.5	10.3	1.1

※構成比は、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

(2)基本目標ごとの取り組み状況

第2次計画の内容を振り返り、各基本目標に対する具体的な取り組み内容の進捗や成果、課題を取りまとめ、本計画を策定する上での課題を以下のとおり整理しました。

基本目標1 住み慣れた地域で暮らすために

1 困りごとはみんなで解決する

2 生活に必要な多様なサービスをつくる

主な取り組み・成果

- 町のホームページのサブサイトとして、結婚・子育て応援サイト「大きくなーれ・プラス」のなかで子育てに関する情報をわかりやすく発信しました。
- 広報ながよに“ふくし通信”を掲載し、毎月、各種福祉に関する情報を紹介しました。
- CMS（コンテンツ管理システム）をホームページに導入し、これまでの課題であった「即時的な情報発信」「古い記事のチェック」「ウェブアクセシビリティに沿った記事の更新」「スマートフォンからの閲覧に合わせた表示」に関して、改善を図りました。
- 各小学校に「子どもと親の相談員」、各中学校に「心の教室相談員」を設置し、児童生徒や保護者からの相談に対応しました。
- 支えあい「ながよ」推進協議体第1層を設置し、町民の支え合い活動について協議を行いました。



課題

- 相談内容が多様化していくDV、虐待問題に対し、関係課同士や関係機関との連携の強化が必要です。
- 福祉サービスの利用者のなかには、認知症等により判断能力が不十分になり、成年後見制度への移行が必要なケースが出てきています。
- 福祉員の見守り活動の対象地区を拡大していくため、活動の周知を図ることが必要です。
- 生活支援コーディネーターを中心に、支えあい「ながよ」第2層協議体の立ち上げに向けた地域の通いの場の発掘や立ち上げ支援が必要です。



基本目標 2 誰もが参加できる福祉のまちづくりのために

1 支え合いの人の輪を広げる

2 支え合いの場をつくる

主な取り組み・成果

- 町内のボランティア団体、福祉施設等との協力のもと、小中学校において車いす体験等を通じた福祉教育を行いました。
- 平成 28 年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、町職員向けの「長与町における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を策定、施行しました。
- 自治会や老人クラブ連合会、子ども会等の団体の活動を支援しました。
- 新たなサロンの立ち上げのための相談、支援を実施し、サロン代表者会を開催しました。
- 町内の全児童館において、乳幼児やその保護者が相互に交流することができる子育て支援センターを開設しました。
- 地域デビュー講座やボランティア講座、サポーターポイント等を通して、地域活動の担い手づくり確保のための取り組みを行いました。



課題

- 地域福祉、介護保険、防災と連携した講座の開催が求められます。
- 引き続き、障がいの理解促進を図る取り組みの検討や合理的配慮の意識づけが必要です。
- 老人クラブや子ども会への加入は年々減少しており、新規会員の確保に向けた取り組みや広報等を通じた活動周知が求められます。
- 地域デビュー講座やボランティア講座等を通して、引き続き地域活動の担い手を確保するための取り組みをすすめることが必要です。

基本目標 3 誰もが安全・安心・健康に暮らすために

1 安全・安心に暮らす

2 いつまでも健康に暮らす

主な取り組み・成果

- 災害時に備えた要支援対象者の抽出や、自治会区ごとの個別避難計画を作成しています。
- 令和4年度からの成年年齢引き下げに伴い、中学2年生を対象とした消費者教育に活用するためのリーフレットを町内中学校に配布しました。
- 高齢者や障がい者、子どもなどの虐待に対して、関係機関と連携を図り、情報共有を行いました。また、子どもに関する虐待防止専門員を配置し、長与町版虐待対応マニュアルや保護者向けのガイドブックの周知、関係者向けの出前講座や研修会を開催しました。
- NPO法人DV防止ながさきと連携し、町内3中学校においてデートDV防止授業を実施し、DVに関する知識の啓発と普及に努めました。
- 認知症高齢者の安全を確保するため、おかえりサポート事業を開始しました。



課題

- 令和3年度の「災害対策基本法」の改正に伴い、避難行動要支援者の個別避難計画の作成をすすめることが必要です。
- 児童虐待やDVの背景には、生活困窮や保護者の疾患等の様々な要因が影響することから、新たな視点を持った支援の展開が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

あたたかな絆が結ぶ ながよの幸せづくり

全国的に少子高齢化がすすみ、世帯や家族のあり方が大きく変化しているなかで、本町においても単身世帯の増加や地域におけるつながりの希薄化等を背景に、複雑・多様化した様々な課題が発生しています。

こうした状況のなか、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくためには、引き続き、町民をはじめとする多様な主体がつながり、絆を育みながら、お互いに支え合う関係を築くことが重要です。

そのため、第2次計画で掲げた基本理念である「あたたかな絆が結ぶ ながよの幸せづくり」を踏襲し、今後も町民同士があたたかな絆を結びながら、お互いに助け合い、一人ひとりが安心して幸せに暮らせるまちの実現を目指します。



2 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱を設定します。

基本目標1 共に協力しあい、地域の支え合いを推進する

地域で活躍する団体の活動を支援し、町民が福祉活動に参加しやすいきっかけづくりをすすめます。また、団体の活動や取り組みに関する情報を周知し、人と人、人と地域のつながりのある福祉の基盤づくりをすすめます。



基本目標2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

福祉サービスに関する情報提供、相談支援体制を充実させ、誰もがサービスを利用しやすい仕組みづくりをすすめます。また、既存の公的な福祉サービスでは対応が困難な課題に対し、各関連機関と連携し、包括的な支援体制の構築を図ります。



基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境をつくる

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進するため、生活環境の充実を図るとともに、防災や権利擁護の観点から町民の命や人権を守るための取り組みをすすめます。



3 施策の体系

基本目標	方針	取り組み
1 共に協力をしあい、地域の支え合いを推進する	(1) 地域コミュニティの形成と地域の支え合いの場の充実	町民主体の地域活動の推進
	(2) 地域福祉活動の担い手づくり	地域福祉リーダーやボランティアの育成
	(3) 地域と行政の関係の強化	関係機関との連携の強化
	(4) 福祉意識の醸成	地域や学校における福祉教育の充実
2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	(1) 相談体制の充実	身近な相談体制の整備
	(2) 生活に必要な多様なサービスづくり	福祉サービスの充実
	(3) 情報提供の充実	わかりやすい情報提供
3 誰もが安心して暮らせる環境をつくる	(1) 生活環境の整備	バリアフリー化の推進
	(2) 生活困窮者への支援体制の充実	生活困窮者の自立支援の推進
	(3) 虐待防止のための支援の強化	虐待やDVの未然防止に向けた啓発
	(4) 防犯体制の充実	防犯啓発
	(5) 防災体制の充実	災害から命を守るための支え合いの促進
	(6) 権利擁護	権利擁護に向けた取り組みの推進

第4章 地域福祉の展開

基本目標 1

共に協力しあい、地域の支え合いを推進する

(1)地域コミュニティの形成と地域の支え合いの場の充実

現状

町民意識調査、民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、「近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」といったことが課題として挙げられています。また、地域福祉の実現のために必要なこととして、「できるだけ地域のできごとに興味・関心を持つ」、「地域での交流機会を増やすこと」、「自治会等の活動に参加しやすい雰囲気づくり」が多く回答されています。

町民の主体的な地域参画を促すため、自治会、地区コミュニティ活動の活性化のための支援やボランティア、地域の支え合い活動の推進を図ります。また、誰もが地域で孤立することがないよう、見守り活動や地域の活動拠点の整備を強化するとともに、地域での交流を活性化することが求められます。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 自治会や地区コミュニティによる地域活動が円滑にできるよう支援します。
- 自治会への加入促進の支援と啓発を行います。
- 支えあい「ながよ」推進協議体により、町民相互の支え合い活動を推進します。
- 各種福祉活動団体、ボランティア団体等に対して、必要に応じた積極的な情報提供や活動支援を行い、活動の活性化を促進します。
- 地域内での登下校時の見守り活動や一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯への見守り活動を推進します。
- 町民が地域で気軽に集まり、交流、活動ができる場を提供します。
- 生きがいや交流を持てる機会の創出のために、サロンや地域の支え合い活動の運営や立ち上げを支援します。

主な事業・活動

- ◇自治会活動の推進
- ◇地区コミュニティ活動の推進
- ◇生涯学習の推進
- ◇一般介護予防事業
- ◇支えあい「ながよ」推進協議体の活動の推進
- ◇ボランティア、地域づくりに資する活動団体に対する支援



町社協の 取り組み方針

- 社協だより「ぬくもり」やホームページ等を活用し、地域や行政区で行われている活動や行事について広く紹介します。
- 支えあい「ながよ」第2層協議体の立ち上げを支援します。
- 自治会での福祉課題の解決に向けた話し合いの場や、支援が必要な人に対する見守り活動の充実など、小地域福祉活動をすすめていく上で必要となる支援を行います。
- 福祉員制度について町民に周知するとともに、福祉員の活動を支援します。
- ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に関する取り組み（周知・啓発・活動支援・調整・養成・研修等）をすすめます。
- 地域のサロンやサークルなど、地域での交流の場づくりの活動を支援します。
- 高齢者の積極的な社会参加を支援します。



町民・地域の 取り組み

- 地域で交流・連携する機会への参加
- 支えあい「ながよ」推進協議体活動への参加
- 隣近所での見守り等、地域での支え合いへの参加
- 自分や家族が興味・関心のある交流の機会についての情報収集
- 地域のサロンやサークルなど、地域で取り組む交流の場への参加

◇支えあいながよに関するコラム掲載予定

(2)地域福祉活動の担い手づくり

現状

町民意識調査では、ボランティア活動や町民の支え合い活動への興味・関心について、『ある』（「大いにある」「ある」「ある程度ある」の合計）と回答した人の割合が45.5%となっています。

民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、活動を行う上での困りごとについて、「新しいメンバーが入らない」（46.7%）、「リーダー（後継者）が育たない」（36.0%）の割合が高くなっています。

ボランティア活動や町民の支え合い活動を推進するため、活動に関するわかりやすい情報発信とともに、誰もが活動に参加しやすいきっかけづくりが必要です。

取り組み方針

 <p>町の 取り組み方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○町民に対して地域における先進的な活動事例の紹介や研修等を実施し、地域福祉の推進役となるリーダーの育成に努めます。 ○町民に対してボランティア活動、町民の支え合い活動に関する情報発信、活動支援等を行い、ボランティア活動等の参加意欲が高まるよう努めます。
<p>主な事業・活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア、町民の支え合い活動に対する支援 ◇地域デビュー講座やボランティア講座等の開催 ◇自治会長、民生委員・児童委員等への研修の開催 ◇広報ながよ、ホームページ、SNS等を活用した情報提供
 <p>町社協の 取り組み方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関と連携し、小中学校において福祉教育を実施します。 ○ボランティア団体の運営・養成を支援します。 ○ボランティア活動の新たな連携を図ります。 ○自治会、民生委員児童委員協議会、福祉員による見守り活動定例会等で町民参加による地域福祉の推進の重要性を啓発します。 ○福祉に関する懇談会や講習会を開催し、町民が活動に参加するきっかけづくりに取り組みます。
 <p>町民・地域の 取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア研修会や講習会への参加 ○地域で行われているボランティア活動への参加 ○地域の課題等に対応する新たなボランティアについての地域での話し合い ○地域活動への参加 ○地域からの情報の発信

(3)地域と行政の関係の強化

現状

地域で町民が抱える課題が複雑・多様化していくなかで、課題を抱える人を適切な支援につなぐためには、これまでの分野ごとの縦割りによる支援だけでなく、高齢者福祉、障がい福祉、生活困窮、子育て支援、医療等の分野を横断した包括的な支援が必要です。

そのため、支援を必要とする人を適切な支援へとつなげられるよう、行政や社会福祉協議会、自治会やコミュニティ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、地域などが連携を行うための支え合う体制の構築を図ります。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 民生委員・児童委員が町民にとって身近な相談役、見守り役として活動を推進していけるよう、情報提供や研修の実施等活動の支援を充実します。
- 自治会やコミュニティ、各種福祉活動団体に対して、必要に応じた積極的な情報提供や活動支援を行い、活動の活性化を促進します。
- 地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会との連携を強化します。
- 社会福祉協議会による地域福祉懇談会の開催を支援します。
- 支えあい「ながよ」推進協議体により、地域活動のつながりを強化します。

主な事業・活動

- ◇社会福祉協議会運営に対する支援、補助
- ◇民生委員・児童委員等に対する情報提供、研修の実施
- ◇支えあい「ながよ」推進協議体の活動の推進（再掲）



町社協の
取り組み方針

- 高齢者、障がい者、生活困窮者等各分野の相談機関が連携対応し、支援につながる情報を提供していきます。
- 見守り活動や相談窓口等で把握した情報を自治会や民生委員・児童委員等と共有するネットワークの構築を図ります。
- 「長与町福祉のまちづくり協議会」を開催し、見守り活動やサロン、カフェ、有償ボランティア、NPO活動、シルバー人材センター等との連携をすすめます。



町民・地域の
取り組み

- 民生委員・児童委員や行政・社会福祉協議会等の相談窓口との支援を必要とする人の情報共有
- 町全体の支え合いの仕組みの把握
- 地域で活動する様々な福祉分野の組織や団体についての理解の促進
- 地域福祉懇談会への参加
- 地域において支援を必要とする人の情報共有、情報提供

(4)福祉意識の醸成

現状

町民意識調査では、障がいのある人たちが住みよい町をつくるために、今後重要だと思う取り組みについて、「障がいのある人に対する理解の促進」が2番目に高くなっています。

民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、町民相互の助け合いに対する意識について、『高い』（「高い」「どちらかといえば高い」の合計）が、50.0%となっています。

地域の支え合いや、認知症、障がいに対する理解の推進を図るため、広報や講座等を通じた福祉意識の醸成を図るとともに、将来の地域福祉の担い手となる子どもたちに対し、学校等と連携を図りながら福祉教育を行います。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 町内の小中学校及び高等学校と連携し、町民や地域活動団体、サービス提供事業者等の協力を得ながら、福祉教育を推進します。
- 町民の興味や関心に応じた高齢者学級等を開催し、受講者同士の交流を促進するとともに、参加しやすい環境づくりに努めます。
- 人権をテーマとした研修会を開催し、人権について考える機会を提供します。
- 介護に関する正しい知識の普及や技術の習得を目的に、誰もが参加可能な学習会を開催します。
- 障がいに対する特性や障がい者がどのようなことに困っているかなどを理解するための研修・啓発事業を行います。

主な事業・活動

- ◇地域人材を活用した学校教育の推進
- ◇学社融合事業
- ◇公民館講座の開催
- ◇ボランティア養成講座等の開催
- ◇人権教育推進事業
- ◇理解促進研修・啓発事業
(地域生活支援事業)
- ◇認知症総合支援事業



町社協の
取り組み方針

- 福祉懇談会や福祉講座などを通じ、町民参加による町民相互の支援活動の必要性を伝えていきます。
- 小・中学生を対象に、車いすやアイマスク体験等を通じた体験型の福祉学習を行います。



町民・地域の
取り組み

- 福祉の制度や、身近な地域生活課題を学ぶことができる学習会、研修等への参加
- 地域での支え合いの場における学習した知識やスキルの活用

基本目標 2

福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

(1) 相談体制の充実

現状

町民意識調査では、今後、社会福祉協議会に期待する分野の役割について「身近な場所での相談窓口（心配ごと相談、無料法律相談）」が2番目に高くなっています。

地域福祉活動計画推進作業部会では、自分からSOSを出すことができない人をどのように把握し、支援につなげていくかが課題、という意見がありました。

悩みを抱える町民が一人で孤立することがないように、町民に身近なところでの相談窓口の周知とともに、複雑・多様化する生活課題を包括的に受け止めるための相談体制の充実が求められます。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 関係機関との連携による町や社会福祉協議会の相談窓口の周知を徹底します。
- 民生委員・児童委員等と連携を密にとり、町民へのさらなる情報提供や活動を支援します。
- 各担当課窓口で相談にあたる職員へ研修会等を実施し、知識の向上やスキルアップを図ります。
- 相談窓口を訪れることが難しい人へのアウトリーチ型の訪問相談支援体制の整備を図ります。

主な事業・活動

- ◇障害者相談支援事業
- ◇母子保健事業
- ◇子育て世代包括支援センター
- ◇訪問事業（乳幼児・高齢者）
- ◇ひばり学級
- ◇子育て支援センター
- ◇長与町地域包括支援センター運営



町社協の
取り組み方針

- 町民主体の支え合いの相談援助活動を支援します。
- 福祉員による見守り活動の定例会、サロン・自治会・老人クラブ等の会合や話し合いに参加し、相談援助活動を行います。
- 町民に身近な相談窓口として、困りごとを抱える人を適切な支援につなげます。
- 相談窓口を訪れることが難しい人に対して、訪問等による相談支援を行います。
- 町民の抱える困りごとを包括的に受け止める相談支援体制の整備を図ります。



町民・地域の
取り組み

- 生活上での困りごとについて、役場や社会福祉協議会等の関係機関の相談窓口の利用
- 家族や隣近所の人等、身近な人への相談窓口の紹介
- 広報やホームページ等を活用した、各種相談窓口に関する情報収集

《民生委員・児童委員活動》

民生委員・児童委員は、地域福祉の中心的な担い手として、地域住民が生活上の悩みを相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなどの相談に応じます。また、必要な支援を受けられるよう地域と行政のつなぎ役として、高齢者や子どもなどの見守り役として活動を行っています。



(2)生活に必要な多様なサービスづくり

現状

町民意識調査では、子どもたちやその家族が住みよい町をつくるために、今後重要だと思いう取り組みについて、「安心して出産や育児ができる母子保健や医療サービスの充実」が2番目に高くなっています。

民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、既存の公的な福祉サービスでは解決が困難な問題に関わる人について、「ひとり暮らし高齢者」(44.0%)、「高齢者のみの世帯」「高齢者や障がい者を介護している人」(32.0%)、「認知症高齢者」(24.0%)の順で高くなっています。

町民の抱える複雑・多様化した課題に応じた多様なサービスの展開とともに、関連機関と連携を図りながら、町民に適切なサービスを提供できる体制づくりをすすめることが重要です。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 複合化した課題や制度の狭間となる課題について、関係機関や各福祉サービスとの連携を強化します。
- 支援を必要とする人やその家族へのきめ細かい対応のため、自立支援協議会やサービス事業所会議のなかで情報共有を図ります。

主な事業・活動

- ◇ファミリーサポートセンター事業
- ◇福祉医療費助成事業
- ◇母子保健事業（再掲）
- ◇子育て世代包括支援センター（再掲）
- ◇訪問事業（乳幼児・高齢者）（再掲）
- ◇ひばり学級（再掲）
- ◇家族介護者支援事業
- ◇地域生活支援事業
- ◇長与町地域包括支援センター運営（再掲）



町社協の
取り組み方針

- 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者のなかで判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、福祉サービス利用料金の支払い代行、日常生活の金銭管理等を行います。
- 日常生活自立支援事業の利用促進に向けた周知を行います。
- 町民参加型の在宅福祉サービス「ちょいさぼ」の利用促進を図ります。
- シルバー人材センター等の町内の事業所やNPO等と連携し、サービスのさらなる充実を図ります。
- 利用者の利益を考えた質の高いサービスの提供をすすめます。



町民・地域の
取り組み

- 主体的な福祉サービスの利用につながる情報収集
- 福祉サービスの利用に伴う不安の解消、理解の促進
- 福祉サービスに関する相談窓口や苦情解決制度の活用

(3)情報提供の充実

現状

町民意識調査では、地域福祉のさらなる推進のため、今後重要だと思う取り組みについて、「わかりやすい情報提供」が最も高くなっています。

民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査では、地域における助け合い・支え合い活動を活発にするために重要だと思うことについて、「困っている人や助け合いの場、組織についての情報提供の充実」が2番目、「活動の意義と重要性の周知」が3番目に高くなっています。

地域福祉活動計画推進作業部会では、若年層からお年寄りまでの各世代への情報発信力の強化が必要、という意見や、膨大な情報から自分に必要な情報を得るのは難しく、単に「情報発信をすれば良い」ということではない、という意見がありました。

福祉サービスを必要とする人のもとへ適切に情報が行き渡るよう、情報の受け手に即した情報発信をすすめるとともに、身近な相談窓口の周知を図ります。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 誰もが適切な情報を入手できるよう、広報やホームページ等の充実に努めます。
- 福祉サービスの内容や利用の手続き等の情報をわかりやすくまとめたパンフレット等を作成、配布します。
- 長与町公式のスマートフォン・タブレット端末用アプリを運用し、わかりやすい情報提供の充実に努めます。
- 地域のつなぎ役である民生委員・児童委員に対し、積極的な情報提供を行うことで、福祉サービス等を必要とする人へ情報が行き渡るよう努めます。
- 留学生や高齢者等に対して適切な情報が行き渡るよう、大学や施設等に対して情報提供を行います。

主な事業・活動

- ◇広報誌発行事業
- ◇子育て応援環境整備事業（育児用品の貸出）
- ◇ホームページ運営事業



町社協の
取り組み方針

- 町社協情報誌「ぬくもり」の発行や、ホームページ等でボランティア情報誌「ぴーぷる」を発信し、福祉制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供します。
- 福祉サービスに関する情報の入手が困難な人に対し、相手の状況に応じたきめ細かな情報の提供に努めます。



町民・地域の
取り組み

- 広報誌や回覧板、ホームページ等を活用した情報収集
- 身近な地域で困りごとを抱える人への情報提供
- 関係機関の窓口への福祉に関して必要とする情報の申告

基本目標 3

誰もが安心して暮らせる環境をつくる

(1)生活環境の整備

現状

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、あらゆる人の社会参加を阻む様々な障壁を取り除くことが大切です。

本町においても、誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、町民の日常生活を送る上での様々な障壁を取り除くためのバリアフリー化の推進を図ります。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 障害の有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をすすめます。
- ホームページ等の文字の大きさや配色に配慮した情報提供を推進し、情報のバリアフリー化を推進します。

主な事業・活動

- ◇公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進
- ◇ホームページ運営事業（再掲）
- ◇障害福祉タクシー等利用助成
- ◇高齢者等ゴミ出し等支援事業



町社協の
取り組み方針

- 一定期間、町民に無料で車いす等の福祉用具の貸し出しを行います。
- 福祉教育等の機会を活用し、バリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を行います。



町民・地域の
取り組み

- 買い物や移動、ごみ出し等に関して困っている人への声かけ、情報提供
- 地域や学校と連携した見守り活動への参加

(2)生活困窮者への支援体制の充実

現状

地域福祉活動計画推進作業部会では、生活困窮者について、身近にいないというよりも存在が知られていないのではないか、という意見や、生活困窮者支援の充実の前に掘り起こしが重要、という意見がありました。

生活困窮者は年代を問わずに存在し、「見えにくい課題」となることから、関係機関や関係各課等との連携を通じた連絡体制により、早期に発見・把握し、適切な支援につなげることが重要です。

そのため、本人の自立や社会参加に向けて、「生活困窮者自立支援法」に基づく各種支援を実施し、関係機関・他制度、多様な主体による支援を行います。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 生活困窮者、高齢者、障がい者、子育て家庭など、生活や住宅の支援が必要な方の住まいの確保や生活の安定に関する支援を行います。
- 生活困窮者が抱える多様な課題に対応する相談体制の充実に努めます。
- 生活困窮者等が地域で孤立しないよう、必要に応じた支援を行うとともに、制度の周知を図ります。
- 生活困窮者や求職している人が適切な仕事に就くことができるよう、各種機関と連携し、就労支援活動を行います。

主な事業・活動

- ◇子育て短期支援事業
- ◇子育て応援環境整備事業（育児用品の貸出）（再掲）
- ◇生活困窮者に対する包括的な支援



町社協の
取り組み方針

- 各種事業で相談内容を共有・連携し、総合的に対応することで、生活困難者への支援の充実を図ります。
- 関連機関等と連携し、相談体制の充実に努めます。
- 生活福祉資金貸付制度の相談者に対して、必要に応じて関係機関と連携を図りながら、包括的な生活困窮者支援をすすめます。
- 低所得者等の生活困窮者に対し、就労をはじめとする様々な支援を行います。



町民・地域の
取り組み

- 隣近所で悩んでいる人の把握、情報提供
- 日常生活を送る上での悩みや困りごとについて、地域で相談支援に携わる人たちや相談支援機関などへの相談

(3)虐待防止のための支援の強化

現状

地域福祉活動計画推進作業部会では、子どものSOSが見えづらいことが課題として挙げられており、子どもや高齢者、障がい者等への虐待やDVの未然防止に向けた啓発、異変を察知した際の連絡体制についての周知の徹底が求められます。

また、虐待の背景はそれぞれ複雑・多様化している傾向にあり、当事者を取り巻く環境を見守ることで、虐待につながりそうな要因にいち早く対処していくことが重要です。

虐待防止のための普及・啓発とともに、虐待を早期に発見する体制を整え、誰もが命や人権を脅かされることのない地域社会の実現を目指します。

取り組み方針

 <p>町の 取り組み方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○DV、虐待等の防止啓発を積極的に行います。 ○庁舎内や関係機関と連携した細やかな対応を行います。 ○スクールソーシャルワーカー等との連携を図りながら、支援を必要とする子どもの早期発見、課題解決につなげます。
<p>主な事業・活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童虐待防止事業 ◇DV、虐待防止啓発等のパンフレット設置 ◇男女共同参画事業 ◇権利擁護事業
 <p>町社協の 取り組み方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関との連携を強化し、虐待の早期発見、迅速な対応につなげます。 ○高齢者や障がい者、子ども等に対する虐待問題について、周知・啓発を図ります。
 <p>町民・地域の 取り組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもや高齢者、障がいのある人に対する虐待問題についての理解の促進 ○虐待発見時における警察や児童相談所等への速やかな連絡 ○気にかかる家庭への声かけや見守り

(4)防犯体制の充実

現状

支援が必要な人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して生活を送るためには、日頃の安全対策や防犯・防災対策等、町民の命を守る取り組みの充実が必要です。

本町では、平成19年に「長与町犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を制定し、犯罪を未然に防ぐまちづくりに取り組んできました。しかし、全国的に振り込め詐欺などの悪質な犯罪が後を絶たないなか、本町においても窃盗犯等の犯罪が認知されています。

地域における防犯体制の充実に向けて、引き続き、警察や防犯協会をはじめ、自治会や地区コミュニティ等の関係機関・団体と連携し、町と地域が協力して犯罪の未然防止に努めます。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 町民による児童・生徒の登下校時の見守りや地域ぐるみでの高齢者の見守り活動を支援するとともに、警察等の専門機関と連携を強化します。
- 犯罪被害者に対し、ワンストップによる被害者支援を実施します。

主な事業・活動

- ◇防犯事業
- ◇防犯施設整備事業
- ◇消費者行政事業



町社協の
取り組み方針

- 高齢者を対象とした声かけ見守り活動を行う福祉員の制度の普及や活動の支援を図ります。
- 福祉員定例会などを通して、防犯に関する情報を提供します。



町民・地域の
取り組み

- 防犯意識の向上、防犯パトロール
- 地域全体での犯罪や非行の防止、立ち直りを支える意識の醸成
- 「社会を明るくする運動」への参加

(5)防災体制の充実

現状

地域福祉活動計画推進作業部会では、災害時に備えた日頃からの隣近所での支え合いが重要、という意見が複数寄せられています。また、自治会や自主防災組織への町民参画を活発化することで、地域全体の防災意識の向上とともに世代間交流の促進につなげることが重要、という意見がありました。

災害発生時に備え、日頃より隣近所での顔の見える関係性づくりを図るとともに、町民の防災意識の向上や関係機関との連携による避難支援体制の構築が必要です。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 各地域における自主防災組織の支援等に努め、町民の防災意識の向上を図ります。
- ひとり暮らし高齢者や障がい者等の避難行動要支援者を把握するとともに、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員と連携しながら、平常時からの情報共有体制の整備・充実を図ります。
- 福祉避難所の運営を行い、災害時に円滑な避難ができる体制を整えます。
- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成体制を確立し、制度についての理解と協力を求める取り組みをすすめます。

主な事業・活動

- ◇消防事業
- ◇災害・防災情報発信事業
- ◇防災事業
- ◇自主防災組織事業
- ◇消防団事業
- ◇地域福祉等推進特別支援事業
- ◇避難行動要支援計画推進事業



町社協の
取り組み方針

- 自治会、民生委員・児童委員、福祉員等と連携し、避難行動要支援者への組織的な支援を実施します。
- 災害発生時における町民相互の支援体制を構築できるよう、学習の機会を設けます。
- 町内のボランティア団体と連携しながら、災害ボランティアの育成や災害ボランティアセンターとしての体制の整備を行います。



町民・地域の
取り組み

- ハザードマップや避難経路、避難場所等の確認
- 地域での防災訓練や、防災・減災に関する学習会への参加
- 隣近所の人との顔の見える関係づくり
- 避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成や活用等に関わる取り組みへの協力

(6)権利擁護

現状

町民意識調査では、成年後見制度の認知度について、「名前は聞いたことがある」が最も高くなっています。また、今後の成年後見制度の利用について、「利用したい」が25.9%、「利用するつもりはない」が23.1%となっており、「利用するつもりはない」理由について、「制度の利用に不安を感じるから」が3番目に高くなっています。

地域福祉活動計画推進作業部会では、成年後見制度が町民にとって「距離がある制度と感じる」という意見がありました。

町民一人ひとりの権利が尊重される社会の実現に向けて、成年後見制度の周知や権利擁護のための取り組みを推進していきます。

取り組み方針



町の
取り組み方針

- 高齢者・障がい者への差別解消・権利擁護を目的とした研修会等の実施を検討します。
- 成年後見制度についてのパンフレットを配布し、制度の利用促進を図ります。
- 社会福祉協議会と連携し、相談機能の充実を図ります。

主な事業・活動

◇成年後見制度中核機関の設置



町社協の
取り組み方針

- 必要に応じて日常生活自立支援事業利用者が成年後見制度へ適切に移行できるよう支援します。
- 広報等を活用し、ながよ成年後見センターの役割や取り組みを広く周知します。
- 自治会や民生委員・児童委員、福祉員と連携を図りながら、制度利用が必要な人の早期発見・利用促進につなげます。



町民・地域の
取り組み

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用
- 権利擁護の取り組みへの参加、協力
- 制度の利用を必要とする人への情報提供

第5章 長与町再犯防止推進計画

長与町再犯防止推進計画

(1)計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

平成27年以降、刑法犯の検挙件数が減少する一方で、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」は増加傾向にあり、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

国では、再犯の防止等の推進に関する法律を平成28年に制定し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に取り組んでいます。

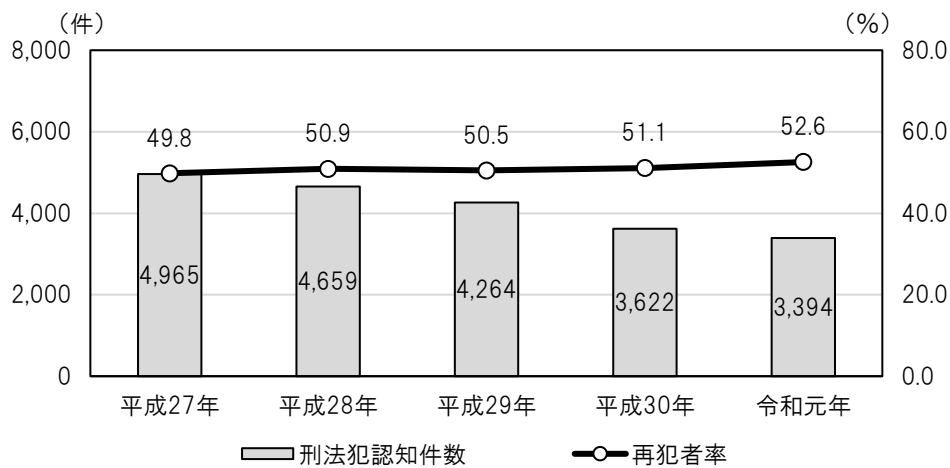
本町においても、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりをすすめるため、再犯防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画にあたる「長与町再犯防止推進計画」を本計画と一体的に策定し、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、一人ひとりが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合う社会の実現を目指します。

長崎県の現状

長崎県における刑法犯認知件数は、平成27年以降減少しています。

一方、県内における再犯者率は微増傾向にあり、令和元年で52.6%となっています。

■長崎県における刑法犯認知件数と再犯者率の推移



資料：長崎県再犯防止推進計画

(2)取り組み方針

①就労の確保

仕事に就いてない人の再犯率は、仕事に就いている人の再犯率と比べて約3倍高く、不安定な就労が再犯のリスクと結びやすいことが明らかになっています。そのため、地域社会で生活する上で前提となる適切な就労の確保は、再犯防止の観点からも重要となります。

具体的な取り組み

○事業者に対し、法務省が推進する協力雇用主制度や受刑者等採用相談窓口「コレワーク（矯正就労支援情報センター）」を周知します。また、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業により継続的な就労支援を行います。

②保健医療・福祉サービスの提供

地方公共団体が提供する保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者等であるか否かを問わずに提供されるものです。矯正施設等の出所時に、これらのサービスの情報を提供できる体制を確保するため、刑事司法機関等との定期的な情報共有が重要となります。

具体的な取り組み

○本町の各種制度や保健医療・福祉サービス等の情報を、矯正施設等を出所するときに提供できるように、刑事司法機関と定期的に情報共有できる仕組みを作ります。また、保護司会と連携を図り、情報共有を行います。

③学校等と連携した修学支援の実施

非行を未然に防止するためには、学校をはじめとした地域の様々な関係機関及び団体が、児童生徒の行動や状況に応じた様々な取り組みを展開していくことが重要です。本町においても、学校や地域における非行の未然防止に向けた取り組みの推進を図ります。

具体的な取り組み

○「社会を明るくする運動」への参加を通して、生徒や保護者の非行防止や犯罪被害の予防に関する知識を深め、啓発を実施します。

④再犯防止に関する啓発活動の推進

再犯防止のためには、犯罪をした者等の地域での立ち直りに対する理解及び、保護司などの更生保護に携わる方々の活動周知を促進することが重要となります。

具体的な取り組み

○広報誌やホームページ、SNS、社会を明るくする運動等で、再犯防止や保護司の活動に関する周知・啓発を行います。また、保護司会の活動を支援します。

◇社会を明るくする運動に関するコラム掲載予定

第6章 長与町成年後見制度利用促進基本計画

長与町成年後見制度利用促進基本計画

(1)計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

国では、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 28 年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行しました。この法律では、これまでの取り組みに加え、ノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視に向けた制度理念の尊重を図ることが明記されたほか、市町村の講じる措置として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

本町においては、生活に密接に関わる成年後見制度についての施策をすすめるため、本計画と長与町成年後見制度利用促進基本計画を一体的に策定し、成年後見制度の利用促進に取り組みます。

本町における課題

本町では、成年後見制度をはじめとする様々なサービスを掲載したパンフレットの配布や広報による掲載等を通じて、制度や事業の普及・啓発に努めてきましたが、町民意識調査の結果では、成年後見制度の内容を理解している人の割合は3割程度となっており、町民の関心は低い状況にあります。

また、本町では、要支援・要介護認定者や障害者手帳所持者が年々増加しており、今後、サービスの利用援助や財産管理、日常生活上の援助等の権利擁護に関する支援や相談が増加していくことが考えられます。そのため、健康状態や家族の高齢化等に応じ、必要とする人が成年後見制度を適切に安心して利用できるよう、相談窓口や利用促進のための体制整備に努めるとともに、町民への周知や啓発に取り組むことが必要となります。

(2) 取り組み方針

① 地域連携ネットワークの構築

地域において、権利擁護に関する支援が必要な人の発見に努め、速やかに相談・支援につなぐことができるよう、国のイメージする権利擁護支援のための地域ネットワークの構築に向けた検討を始めます。構築にあたっては既存のネットワークや地域資源の活用等、本町の現状に沿った有機的なネットワークとなるよう関係機関と協議・調整をすすめていきます。

具体的な取り組み

- チーム、協議会、中核機関を構成要素とした権利擁護支援の地域ネットワーク構築に向け、検討をすすめます。
- なおよ成年後見センターと共同で、地域連携ネットワークの中核機関としてコーディネートしながら、機能の拡充を図ります。
- 親族後見人へのより充実した支援内容について、地域連携ネットワークのなかで検討します。

② 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進に向けて、広報や出前講座等の様々な媒体を活用した制度の周知・啓発や、地域で権利擁護や成年後見制度の支援の担い手となる人材の確保に向けた取り組みをすすめます。

また、成年後見制度の利用支援にあたっては、日常生活自立支援事業等から成年後見制度利用への円滑な移行や制度間の連携等も含め、必要とする人が適切な支援を受けるための体制を整備することが必要です。そのため、関係機関等のネットワークを活用し、支援を必要とする人の発見と円滑な支援につなげるための体制整備に取り組めます。

具体的な取り組み

- 広報や出前講座等を活用して、制度の周知・啓発を行います。
- 中核機関として、成年後見センターの相談窓口を明確化し、町民や関係機関等への周知を図ります。
- 市民後見人の養成に向けた取り組みを推進します。
- 相談内容に応じて適切に成年後見センターへつなぐため、関係部署と連携を図りながら相談体制の構築を図ります。
- 認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用に関する相談や手続き支援を行います。

第7章 計画の推進

1 計画の推進に向けて

地域福祉活動の主体となるのは地域に生活している町民一人ひとりです。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、地域やそこに住む町民との協働が重要となります。また、地域には多様な生活課題が潜在しており、それらの課題を解決していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者等も地域福祉を推進する上で重要な担い手となります。

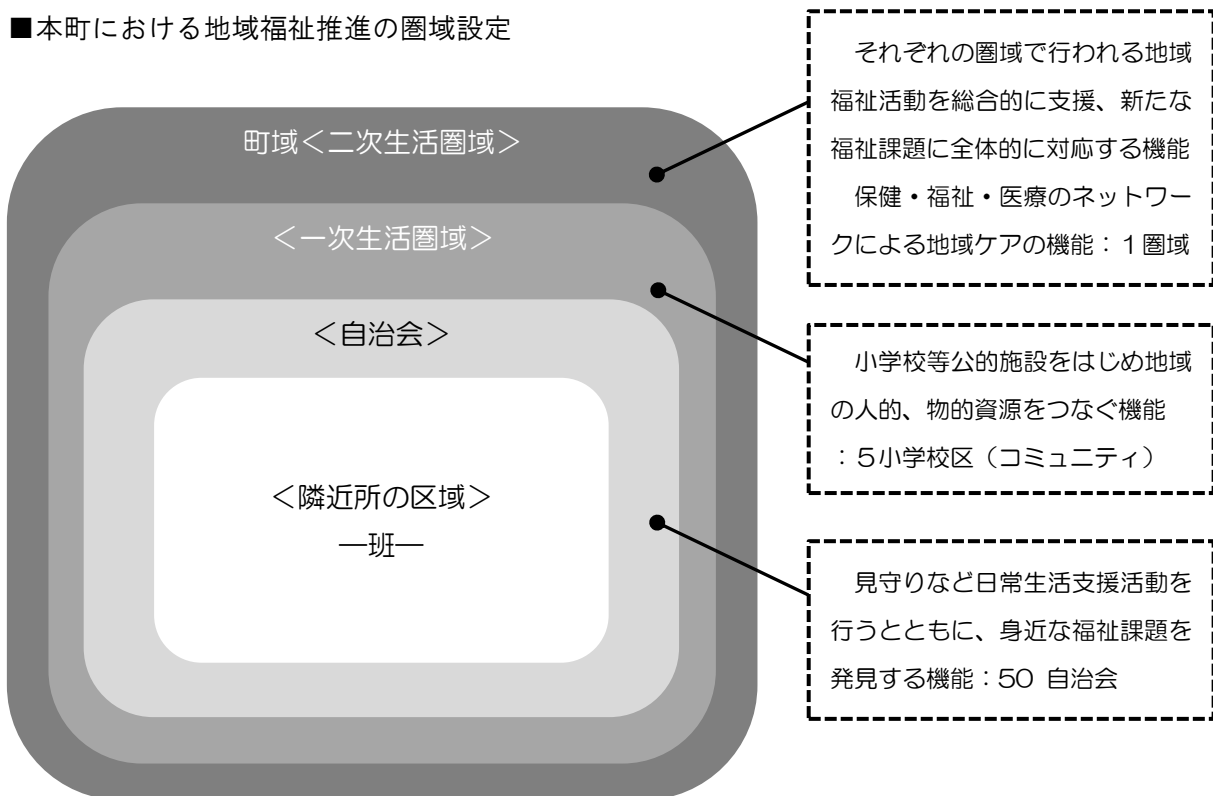
本計画の推進にあたっては、地域福祉に対する理解を深め、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

2 地域福祉推進のための圏域設定

支援を必要とする町民へのサービスの提供や町民を主体とする地域福祉の推進を具体化していくためには、施設配置や人材などの社会資源をネットワーク化し、実効性のあるサービス提供や町民活動に活かしていくことが大切です。

本町においては、多様化する福祉課題に対応していくため、以下の階層ごとの圏域設定により、活動を支援する環境づくりをすすめていきます。


■本町における地域福祉推進の圏域設定



3 地域福祉への参加

計画の実施主体は行政のみならず、町民をはじめ、地域の関係団体、各種ボランティア、支援専門機関や事業者など多岐に渡り、各主体の協働・連携体制の構築が不可欠です。

本計画の推進にあたっては、様々な主体が役割を果たしつつ、協働・連携しながら計画の理念・基本目標の実現に向け、より効果的な施策推進を目指します。

 <p>町民一人ひとりの役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■身近に困っている人がいたら、自分にできることを考え、行動する。 ■自分の自治会や身近な民生委員・児童委員、社会福祉協議会などの活動に関心を持ち、活動に協力する。 ■困っている人の支援の仲間をつくったり、地域の活動に加わったりする。
<p>地域福祉活動の推進・調整役 町社協</p>	<p>本計画のなかに盛り込まれた取り組みの計画的な具体化と各種団体活動への支援</p>
<p>身近な相談相手 民生委員・児童委員</p>	<p>行政、自治会、各種団体等と連携した相談・援助活動の推進</p>
<p>町民の生活基盤 地域（自治会）</p>	<p>町民同士の支え合い事業の積極的な展開</p>
<p>福祉サービスの拠点 社会福祉法人</p>	<p>専門機能を活かした各種団体や町民等と連携した活動の推進</p>
<p>地域福祉活動の推進役 各種団体</p>	<p>それぞれができることの整理と自治会や他団体等と連携した活動の推進</p>
<p>地域福祉の推進・調整役 行政（町）</p>	<p>町民への地域福祉への周知啓発と関係機関・団体等の活動支援</p>

4 地域福祉の推進・調整

本計画の推進・調整の役割を担う社会福祉協議会と行政は、以下のことを行います。

(1)長与町社会福祉協議会

町社協は、地域の様々な団体で構成され、従来から、町民を主体とした福祉のまちづくり活動の推進や、行政からの公的な福祉事業の受託など、公共性の高い民間の非営利組織として活動してきました。これらの実績を踏まえ、本計画の推進・調整役の一つとして、町民の福祉ニーズの把握や、一人ひとりの生活を総合的に支援していくための実践活動を推進する役割を担います。

(2)行政(町)

地域福祉の推進にあたっては、町民や関係団体等の自主的な取り組みが重要です。

町は、町民や関係団体等の自主性を尊重しながら様々な形で協力するとともに、必要に応じて推進・調整を図っていきます。また、町が主体となって取り組むべき施策を推進するにあたっては、庁内の福祉・保健・企画・教育・人権・防災・建設・情報部門など、部門や組織の枠を超え、施策の検討・調整を行うとともに、町民や関係団体等と協働で地域福祉を推進します。

5 計画の進捗管理と評価

本計画の進捗管理と評価については、「長与町地域福祉計画推進協議会」を通じて、計画に関する取り組みなどの進捗状況を把握するとともに、評価・検証を行います。また、本計画を推進するなかで、その推進方策や新たに生じた課題などについても検討していき、本計画の実効性・実現性の確保に努めます。

資料編

1 計画策定の経過

日程		内容	備考
令和3年	7月	町民意識調査の実施	・町内在住の18歳以上の町民から無作為抽出した2,000名を対象に実施
		民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査	・民生委員・児童委員、自治会長、保護司、老人クラブ会長、その他福祉団体及び関係機関を対象に実施
	8月30日	第1回地域福祉計画推進委員会	・第3次地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定について ・町民意識調査、民生委員・児童委員等を対象としたアンケート調査結果について
	8～9月	庁内調査の実施	・第2次計画の進捗状況及び次期計画の方針に関する調査を実施
	10月13日	地域福祉活動計画推進作業部会	・既存の制度やサービスでは対応できない困りごとや地域との連携、これからの地域づくり等について、ワークショップ方式の作業部会を実施
	12月21日	第2回地域福祉計画推進委員会	・地域福祉計画（素案）について ・地域福祉活動計画（素案）について
令和4年	2月21日	第3回地域福祉計画推進委員会	・地域福祉計画（原案）について ・地域福祉活動計画（原案）について
	3月1日～3月14日	パブリックコメントの実施	
	3月	町長へ報告	・町長へ計画案の報告

2 町の事業・活動一覧

基本目標	方針	主な事業・活動
1 支えに協力を推し進める地域の	(1) 地域コミュニティの形成と地域の支え合いの場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇自治会活動の推進 ◇地区コミュニティ活動の推進 ◇生涯学習の推進 ◇一般介護予防事業 ◇支えあい「ながよ」推進協議体の活動の推進 ◇ボランティア、地域づくりに資する活動団体に対する支援
	(2) 地域福祉活動の担い手づくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア、町民の支え合い活動に対する支援 ◇地域デビュー講座やボランティア講座等の開催 ◇自治会長、民生委員・児童委員等への研修の開催 ◇広報ながよ、ホームページ、SNS等を活用した情報提供
	(3) 地域と行政の関係の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇社会福祉協議会運営に対する支援、補助 ◇民生委員・児童委員等に対する情報提供、研修の実施 ◇支えあい「ながよ」推進協議体の活動の推進 (再掲)
	(4) 福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域人材を活用した学校教育の推進 ◇学社融合事業 ◇公民館講座の開催 ◇ボランティア養成講座等の開催 ◇人権教育推進事業 ◇理解促進研修・啓発事業 (地域生活支援事業) ◇認知症総合支援事業
2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	(1) 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害者相談支援事業 ◇母子保健事業 ◇子育て世代包括支援センター ◇訪問事業 (乳幼児・高齢者) ◇ひばり学級 ◇子育て支援センター ◇長与町地域包括支援センター運営
	(2) 生活に必要な多様なサービスづくり	<ul style="list-style-type: none"> ◇ファミリーサポートセンター事業 ◇福祉医療費助成事業 ◇母子保健事業 (再掲) ◇子育て世代包括支援センター (再掲) ◇訪問事業 (乳幼児・高齢者) (再掲) ◇ひばり学級 (再掲) ◇家族介護者支援事業 ◇地域生活支援事業 ◇長与町地域包括支援センター運営 (再掲)
	(3) 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇広報誌発行事業 ◇ホームページ運営事業 ◇子育て応援環境整備事業 (育児用品の貸出)
3 誰もが安心して暮らせる環境をつくる	(1) 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の推進 ◇ホームページ運営事業 (再掲) ◇障害福祉タクシー等利用助成 ◇高齢者等ゴミ出し等支援事業
	(2) 生活困窮者への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇子育て短期支援事業 ◇子育て応援環境整備事業 (育児用品の貸出) (再掲) ◇生活困窮者に対する包括的な支援
	(3) 虐待防止のための支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ◇児童虐待防止事業 ◇DV、虐待防止啓発等のパンフレット設置 ◇男女共同参画事業 ◇権利擁護事業
	(4) 防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇防犯事業 ◇防犯施設整備事業 ◇消費者行政事業
	(5) 防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇消防事業 ◇災害・防災情報発信事業 ◇防災事業 ◇自主防災組織事業 ◇消防団事業 ◇地域福祉等推進特別支援事業 ◇避難行動要支援計画推進事業
	(6) 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度中核機関の設置

3 長与町地域福祉計画推進委員会委員名簿

順不同・敬称略

役職	氏名	備考
委員長	伊達 憲一	長与町コミュニティ地区連絡協議会 会長
副委員長	山口 弘幸	長崎鎮西学院大学 教授
	川村 菊雄	長与町自治会長会 会長
	中村 美穂	長与町自主防災組織連絡協議会 会長
	林田 薫	長与町民生委員児童委員協議会 会長
	相川 正敏	長与町身体障害者福祉協会 会長
	笏田 慶子	長与町母子保健推進員協議会 会長
	辻 博宣	長崎地区保護司会北3分区長与支部 支部長
	帯田 由寿	長与町社会福祉協議会 事務局長
	内田 政信	長与町老人クラブ連合会 会長

4 長与町地域福祉計画推進委員会規則

長与町地域福祉計画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）第2条の規定に基づき、長与町地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定・推進、施策評価その他町長が必要と認める事項について審議するものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内で組織し、次の各号に掲げるものの中から、町長が委嘱する。

- (1) 自治会長会の代表者
- (2) 自主防災組織連絡協議会の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種福祉団体の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係人の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉担当課で行う。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後最初に委嘱される委員に関する第4条第1項の規定の適用については、同項中「2年」とあるのは、「委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日まで」とする。

5 用語解説

【あ行】

●アウトリーチ

支援が必要であるにも関わらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報や支援を届けること。

【か行】

●核家族

夫婦とその結婚していない子どもだけの世帯、夫婦のみの世帯、父親または母親とその結婚していない子どもだけの世帯。

●協議体

市町村が主体となり、コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進することを目的としたネットワークのこと。

●苦情解決制度

社会福祉法に規定されている制度で、社会福祉事業の経営者は、利用者からの苦情に対する適切な解決に努める責任を負うと定められている。苦情解決体制として、「苦情解決責任者」「苦情受付担当者」を設置するとともに、社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、事業所外の第三者を「第三者委員」として選任するものとされている。事業者と利用者間での苦情解決が困難な場合、第三者機関である運営適正化委員会（都道府県社会福祉協議会に設置）による解決の方法が用意されている。

●合理的配慮

「障害者差別解消法」において示された考え方で、障がいのある人から、役所や事業者に対して、社会のなかにあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応すること、または対応に努めること。

●子育て支援センター

育児不安についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児通信の発行、育児講座、その他地域の実情に応じた事業を行い、地域の子育て家庭に対する支援を行う拠点の一つ。

【さ行】

●災害ボランティアセンター
主に災害発生時、他地域からのボランティアと被災者の調整等、ボランティア活動を効率よくすすめるための組織。
●サロン
外出の機会が少ない高齢者や、子育て中の家族等、同じ地域で暮らす住民同士が定期的集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。
●自主防災組織
住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」、そして「自らの地域は自ら守る」という考え方に立って、自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食等の防災活動を行う団体（組織）のこと。
●児童相談所
18歳未満の子どもの福祉に関する相談・通告を受け、子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定を行い、子ども、保護者、関係者等に対して指導・援助を行う。また必要に応じて子どもの一時保護、児童福祉施設等への入所措置等の機能を併せ持つ相談援助活動を行う機関。
●児童扶養手当
父母が離婚するなどして父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。
●市民後見人
一般の住民による後見人のこと。家庭裁判所から選任され、専門組織による養成と活動支援を受けながら、地域における第三者後見人の立場で、住民としての特性を活かした後見活動を行う。
●社会資源
人々のニーズを充足したり、問題解決の目的に使われる各種の施設、制度、機関、知識や技術などの物的、人的資源の総称。
●社会福祉法
わが国における福祉サービスの基礎をなす法律。社会福祉の目的や理念、原則等を盛り込み、社会福祉事業の範囲や社会福祉協議会、福祉事務所、社会福祉主事、社会福祉法人等、社会福祉の基礎構造に関する規定とともに、市町村地域福祉計画等の作成その他の地域福祉の推進を図るための規定が定められている。
●社会福祉法人
社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人。社会福祉事業の公共性から、その設立・運営に厳格な規定が定められている。なお、社会福祉事業は、第一種社会福祉事業と第二種社会福祉事業に分けられる。

<p>●小地域福祉活動</p> <p>福祉活動を有効にすすめられるエリア内での関係者や当事者の組織化及び見守り活動やサロン活動等の活動。</p>
<p>●自立支援協議会</p> <p>障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、一般相談支援事業及び特定相談支援事業の適切な運営、ならびに地域の障がい福祉に関するシステムづくりについての中核的な役割を果たす定期的な協議の場。</p>
<p>●自立相談支援事業</p> <p>生活困窮者の相談に応じ、アセスメントを実施して個々人の状態にあった支援計画を作成し、必要なサービスの提供につなげる事業。また、関係機関への同行訪問や就労支援員による就労支援、関係機関とのネットワークづくりと地域に不足する社会資源の開発を行う。</p>
<p>●身体障害者手帳</p> <p>身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）などに分けられる。</p>
<p>●スクールソーシャルワーカー</p> <p>児童生徒の学校生活に係る、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題及び貧困に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識・技術を用いて、児童生徒のおかれた様々な環境に働きかけて支援を行う人。</p>
<p>●生活困窮者自立支援法</p> <p>生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に、全国の福祉事務所設置自治体の実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し、包括的な事業の実施を定めた法律。</p>
<p>●生活支援コーディネーター</p> <p>生活支援体制整備事業をすすめるにあたり、資源開発、関係者同士のネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチング等のコーディネート業務を実施する者。</p>
<p>●生活支援体制整備事業</p> <p>地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、「生活支援コーディネーター」と「協議体」を設置し、地域での支え合いと住民主体のサービスの活性化を図る事業。</p>
<p>●生活福祉資金貸付制度</p> <p>低所得者、障がいのある人または高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことで、その経済的自立及び生活意欲の助長を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的としたもの。資金の貸付については、資金の種類ごとに、要件、限度額等それぞれの用途に応じて実施される。</p>

●生活保護
資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人（世帯）に対し、困窮の程度に応じた必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。
●精神障害者保健福祉手帳
精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。
●成年後見制度
知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

【た行】

●地域包括ケアシステム
重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域において、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される支援・サービス提供体制。
●DV
Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。

【な行】

●日常生活自立支援事業
認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人等で、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理等を行うもので、契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。
●認知症
個人のそれまでに発達した知能が、脳の後天性障がいにより持続的かつ比較的短期間のうちに低下し、日常生活に支障をきたすようになること。大きく、アルツハイマー型認知症、血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症に区別される。
●ノーマライゼーション
高齢者も子どもも、障がいのある人もそうでない人も、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会が普通の社会であるという考え方。

【は行】

●ハザードマップ
自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。
●バリアフリー
高齢者や障がいのある人などが生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去する考え方。
●避難行動要支援者（名簿）
高齢者、障がいのある人、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。災害対策基本法では、避難行動要支援者名簿の作成が市町村の義務とされ、個別避難計画の作成が努力義務と規定されている。
●ひばり学級
就学前の子どもを中心に、発達の心配や子育ての困りごとに対し、相談・発達支援を行う本町の機関。
●福祉員
住民のなかから選出され、社会福祉協議会会長から委嘱を受けて活動する小地域福祉活動の推進者。
●福祉避難所
災害時などにおいて、高齢者や障がいのある人、乳幼児その他の特に配慮を要する人が円滑に利用でき、また、相談、助言その他の支援を受けることができる体制の整備された避難所のこと。
●保護司
社会奉仕の精神をもって、犯罪をした人の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努める役割を担う人。保護観察所と連携しながら、保護観察や釈放後のスムーズな社会復帰をすすめるための生活環境の調整、犯罪予防活動などを行う。
●ボランティア
個人の自発的な意思により、福祉等の事業活動に参加し、社会貢献をする行為もしくはその活動者。
●ボランティアセンター
ボランティア活動に関する相談窓口、活動協力・補助、活動拠点・作業場の提供、講演会・ワークショップ開催、ボランティアネットワーク拠点としての活動等を行う組織。

【ま行】

●民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する。児童福祉法に定める児童委員も兼ねている。地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立への相談援助・助言、社会福祉事業者または社会福祉活動者との密接な連携・活動支援、福祉事務所その他の関係行政機関の業務への協力などを行う。

児童委員は、地域子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援などを行う人。一部の児童委員は、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

●民生委員児童委員協議会

一定区域ごとに置かれ、すべての民生委員・児童委員が所属する協議会。委員への研修の実施や、委員活動を通じて把握する地域課題を共有して対応方法を検討するなどの活動を行う。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

障がいによりもたらされる障壁（バリア）に対処するという考え方である「バリアフリー」に対し、「ユニバーサルデザイン」はあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などに関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインするという考え方のこと。

●要介護認定

介護保険制度において、被保険者が介護を要する状態であることを保険者が認定するもの。介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が規定されている。

【ら行】

●療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

長与町第3次地域福祉計画

発行年月 令和4年3月

編集・発行 長与町 住民福祉部 福祉課

〒851-2185 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659-1

TEL : 095-883-1111

FAX : 095-883-2061